

はこね男女共同参画推進プラン (第3次)

令和7年3月
箱根町

はじめに

近年、日本では経済の成熟化、国際化が進む一方で、少子高齢化が加速し労働人口が減少するなど、その環境は刻一刻と変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、働き方や家族関係など、人々の価値観や行動に変化をもたらし、雇用情勢の悪化やDVの深刻化を浮き彫りにするなど、男女共同参画をめぐる状況は大きく変わっています。



このように、先の見えない急速な時代の変化に対応していくためには、ますます性別にとらわれることなく、個人個人がその能力を発揮して地域や経済社会で活躍することができる男女共同参画社会の実現が必要不可欠です。

本町は、本書の中に示すとおり、女性の労働力率が国および県と比較して非常に高く、男女が一丸となって地域経済を支えていることが分かります。その一方で、性別による固定的な役割分担意識がいまだ根強く残っていること、女性相談が後を絶たないこと、政策・方針、組織における意思決定過程への女性の参画、災害対策や避難所運営における男女共同参画の視点の重要性など、取り組むべき課題は、今なお数多く残されています。

「はこね男女共同参画推進プラン（第3次）」では、これらの課題に重点をおき、より一層、町民、関係団体、事業者の皆さまと連携、協働しながら、男女共同参画社会を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたりましては、箱根町男女共同参画推進委員会のみなさまに大変ご尽力いただきました。また、町民意識調査などにおいて多くの町民の皆さまに貴重なご意見をいただきましたことに対しまして、心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

箱根町長 勝俣浩行

はこね男女共同参画推進プラン(第3次)目次

第1章 プラン策定にあたって	1
第1節 プランの基本的なこと	1
(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の性格・位置付け	1
(3) 計画の期間	2
第2節 策定の背景	2
(1) 国際的な動向	2
(2) 国の動向	2
(3) 神奈川県 の動向	3
(4) SDGsとの関連	3
第2章 本町の現状	5
第1節 男女共同参画の視点から見た本町の現状	5
(1) 人口の推移	5
(2) 世帯の推移	6
(3) 産業別人口の推移	7
(4) 女性の労働力率の推移	8
第2節 町民意識調査から見られる現状と課題	9
(1) 調査概要	9
(2) 調査結果	9
第3節 はこね男女共同参画推進プラン(第2次)の取組状況	16
(1) 目標値の達成状況	16
(2) 施策の取組状況と男女共同参画の観点からの成果と課題	18
(3) 計画の進捗状況	19
第4節 本プラン作成にあたっての重点課題	20

第 3 章 プランの体系	21
第 1 節 基本理念	21
第 2 節 基本目標	22
第 3 節 施策の体系	23
第 4 章 計画の内容	24
第 1 節 基本目標Ⅰ	24
第 2 節 基本目標Ⅱ	28
第 3 節 基本目標Ⅲ	31
第 5 章 計画の推進	34
第 6 章 資料編	35
1 町民意識調査結果詳細	35
2 はこね男女共同参画推進プラン(第3次)の策定経過	54
3 箱根町男女共同参画推進委員会委員名簿	55
4 箱根町男女共同参画推進委員会設置要綱	56
5 関連法律等	57

第1章 プラン策定にあたって

●第1節 プランの基本的なこと

(1)計画策定の趣旨

本町では、男女が互いにその人権を尊重し、喜びも分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分発揮できる社会の実現を目指し、平成27年(2015年)3月に「はこね男女共同参画推進プラン(第2次)」(以下、「前プラン」)を策定しました。

前プラン策定から10年が経過し、働き方や家族のあり方、人々の価値観や行動など男女共同参画をめぐる状況は大きく変わっています。

そこで、計画年度の終了を迎えるにあたり、これまでの成果や課題を踏まえて、現在の社会情勢に対応した「はこね男女共同参画推進プラン(第3次)」を策定しました。

(2)計画の性格・位置付け

- このプランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- このプランは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づく市町村基本計画です。
- このプランは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に基づく市町村推進計画です。
- このプランは、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)」第8条第3項に基づく市町村基本計画です。
- このプランは、国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」を勘案しています。
- このプランは、前プランの内容を継承するとともに、箱根町第6次総合計画を上位計画とし、他の関連する計画との整合を図っています。

男女がともにその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための取組が行われてきました。

現在は、令和2年(2020年)に策定された第5次男女共同参画基本計画が進められていますが、世界経済フォーラム(WEF)が毎年公表している、男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数の日本の順位は146か国中118位と世界各国に後れを取っています。(2024年6月時点)

人権と暴力根絶の分野では、平成13年(2001年)にDV防止法が施行され、配偶者等からの暴力防止や被害者救済がなされてきました。また、令和6年(2024年)には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行となり、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など様々な問題を抱える女性の立場に立って、切れ目のない支援が進められています。

(3)神奈川県の変向

平成14年(2002年)に施行した「神奈川男女共同参画推進条例」や平成15年(2003年)度に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組をおこなってきました。以降、5年ごとのプラン改定を経て、現在は令和5年(2023年)にスタートした「かながわ男女共同参画推進プラン(第5次)」に基づき、すべての人が個性と力を発揮できる「ジェンダー平等社会」の実現に向けて、取り組んでいます。

また、平成18年(2006年)に策定した「かながわDV防止・被害者支援プラン」(名称は2014年に変更)に基づき、DV防止・被害者支援に関する取組を行ってきましたが、国の女性支援法の施行に伴い、従来のプランの内容を含める形で、新たに令和6年(2024年)4月には「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」が策定されました。この計画は、困難な問題を抱える女性とDV被害者を対象とし、困難な女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指しています。

(4)SDGsとの関連

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は国連で採択された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17のゴールと169のターゲットから構成されていますが、男女共同参画に関連したゴールもいくつか設定されています。ここでは、その中心となるゴール「5 ジェンダー平等を実現しよう」のうち、特に私たちに関連が深いターゲットを紹介します。

5 ジェンダー平等を
実現しよう



5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力の強化を行う

(図表1)

【ゴールを達成するために必要なターゲット】

- 5.1 女性に対するあらゆる差別をなくす。
- 5.2 女性に対するあらゆる暴力、搾取をなくす。
- 5.3 女性に対する理不尽な慣行を撤廃する。
- 5.4 無報酬の育児・介護や家事労働を評価し、社会保障政策の提供、家庭での責任の共有を行う。
- 5.5 あらゆるレベルの意思決定に、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

出典:令和5年(2023年)6月策定 箱根町 SDGs 推進計画

※国連が掲げたターゲットのうち、特に私たちに関連すると思われるものを分かりやすい表現に変えて掲載しています(ターゲットの番号は国連が掲げたものをそのまま記載)

「箱根町 SDGs推進計画」は、SDGsのゴールに向けて、目指すべき町の姿や行政・町民・事業者それぞれができることについて記載しています。



(箱根町 SDGs 推進計画)

第2章 本町の現状

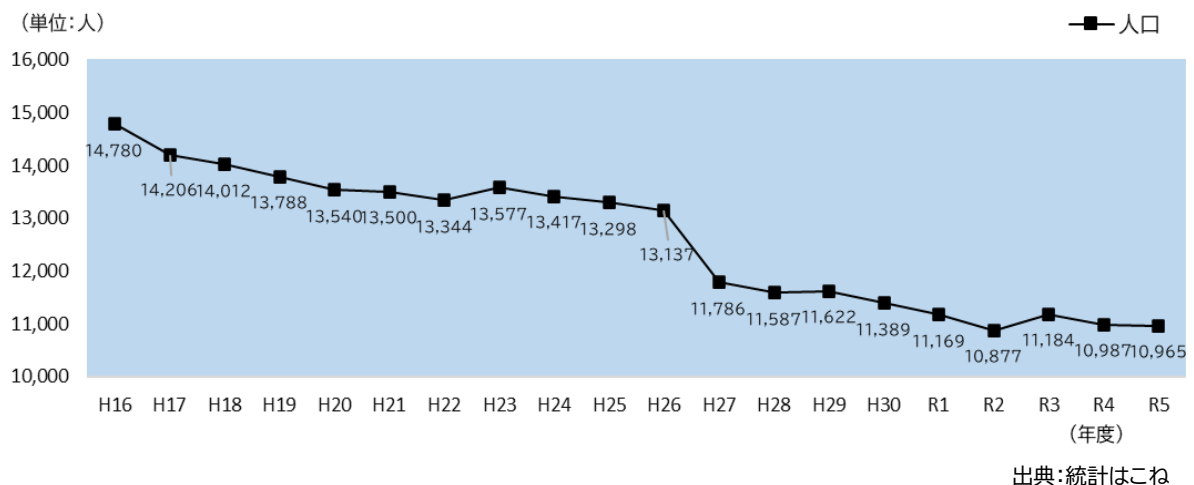
●第1節 男女共同参画の視点から見た本町の現状

(1)人口の推移

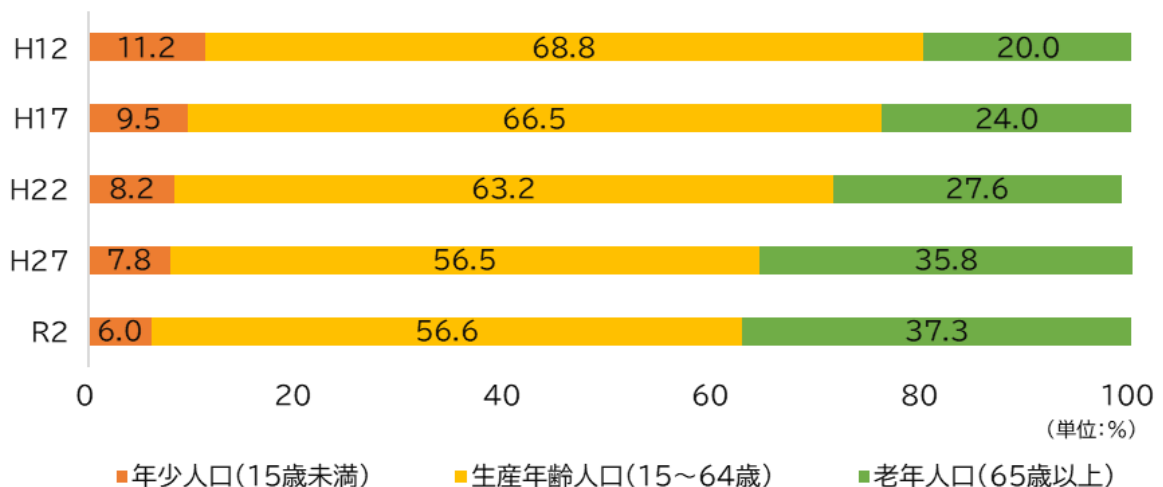
少子高齢化が進行、人口減少が進む

近年、本町の流入人口は大きく減少していないものの、人口減少には歯止めがかからず、少子高齢化が進んでいます。(図表2)年齢3区分別人口では、働く世代である生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(15歳未満)が減少する一方、老年人口(65歳以上)は増加しています。(図表3)また、外国籍人口が増加し、総人口の約10%を占めていますが、これは県内の他市町村と比べても高い割合です。(図表4)

(図表2)住民基本台帳に基づく人口(各年10月1日)

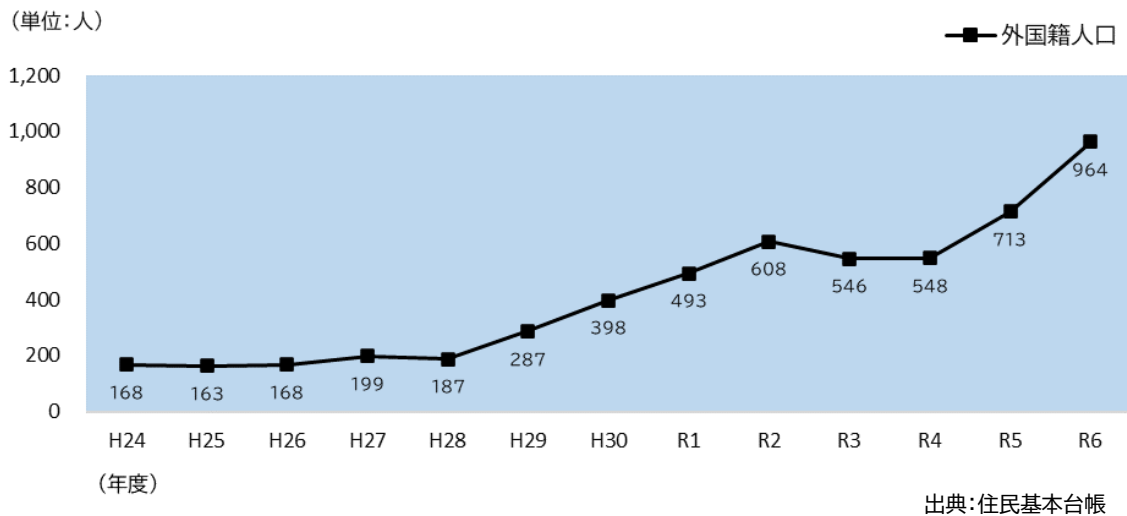


(図表3) 本町の年齢3区分別人口の推移



出典:各年国勢調査

(図表 4) 住民基本台帳に基づく外国籍人口(各年1月1日)

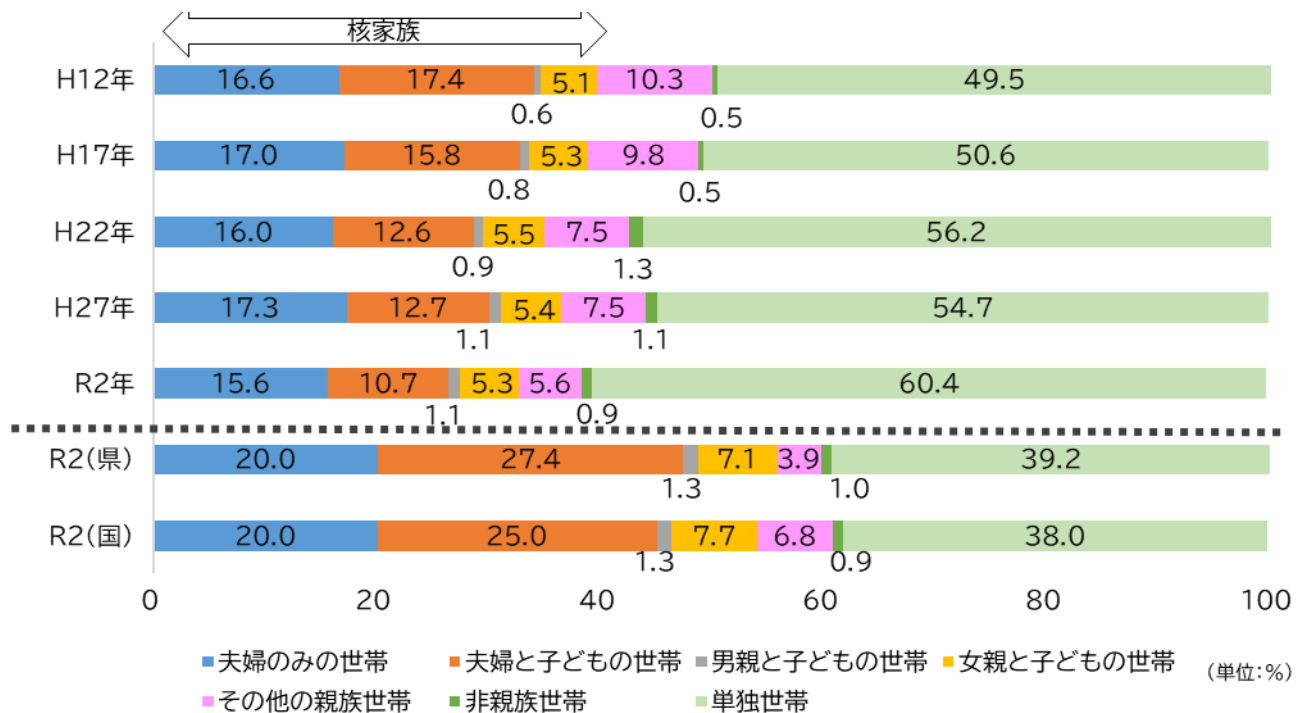


(2)世帯の推移

「単独世帯」がたいへん多く、「夫婦と子どもの世帯」が少ない

家族類型の推移では、「単独世帯」が増加傾向にある一方、「夫婦と子どもの世帯」が減少傾向にあります。令和2年の全国・県のデータと比較しても「単独世帯」がたいへん多く、「夫婦と子どもの世帯」が少ないという特徴が顕著に見られます。(図表5)

(図表5)本町の家族累計の推移および R2 家族累計の国・県との比較



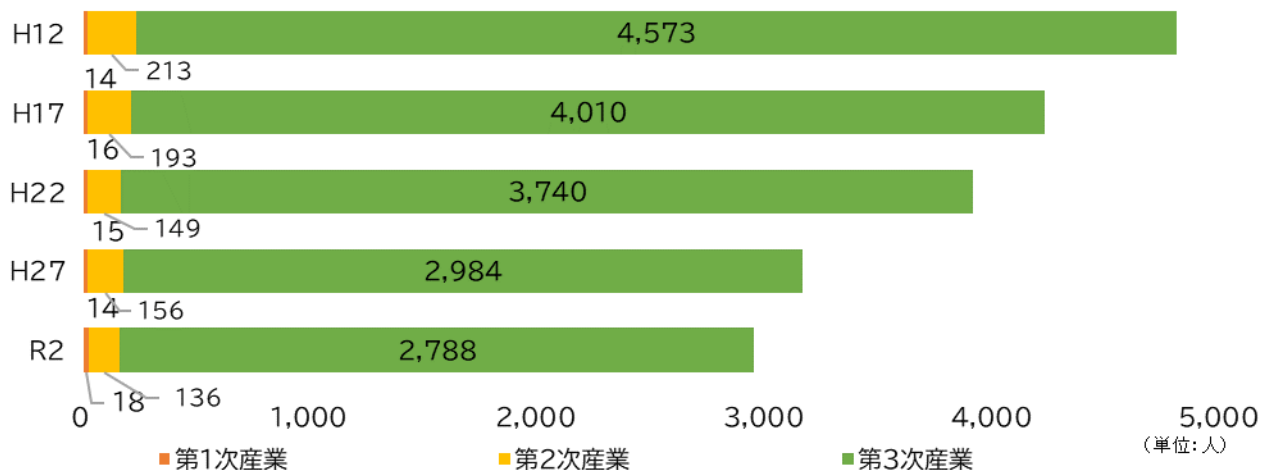
(3)産業別人口の推移

第3次産業就業者が全体の約9割を占め、その半数以上は女性である

本町の主な産業は観光関連産業であるため、第3次産業の就業者が全体の約9割を占めています。第3次産業の従事者の半数以上は女性が担っています。

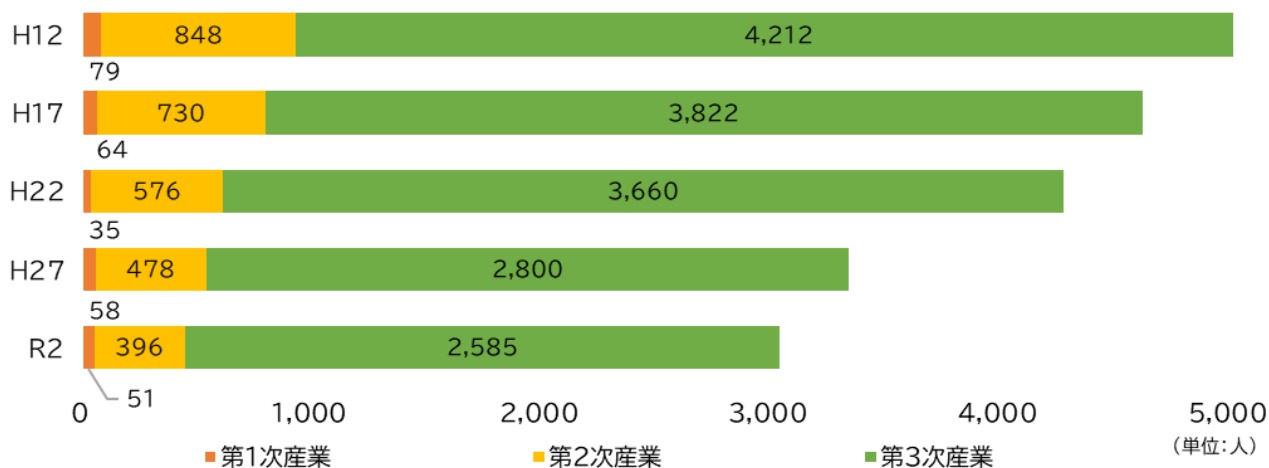
(図表6・7)

(図表 6)本町の産業別人口の推移(女性)



出典: 各年国勢調査

(図表 7) 本町の産業別人口の推移(男性)



出典: 各年国勢調査

(4)女性の労働力率の推移

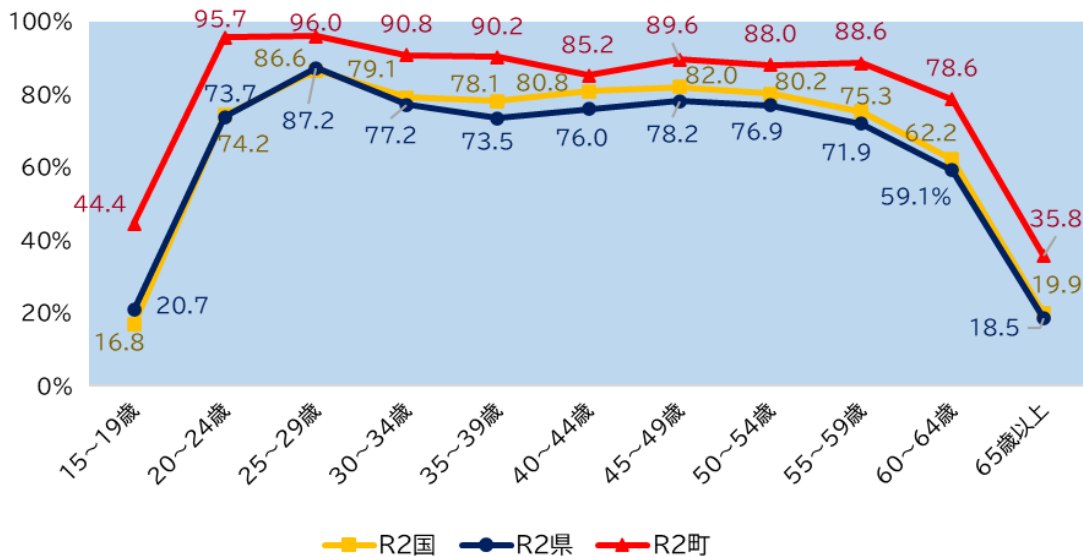
全年齢層で女性の労働力率がたいへん高く、子育て期も働く女性が増加

本町の女性の労働力率は、国・県と比較して、全ての年齢層でたいへん高いという特徴があります。(図表8)

女性の労働力率が高い本町でも、25 歳～29 歳をピークにやや緩やかに下降し、40 歳～44 歳以降、再び緩やかに上昇していく傾向こそあるものの、かつてのような M 字カーブ※はほとんど解消されています。(図表8)

このことから、本町では出産や子育てなどのライフイベントを迎えても、就業を継続する女性が多いことが分かります。

(図表 8) 令和2年の国・県・町の女性の労働力率比較



出典: 令和2年国勢調査

※M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。なお、10 年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。(出典: 内閣府男女共同参画局 第5次男女共同参画基本計画用語解説)

●第2節 町民意識調査から見られる現状と課題

町民の男女共同参画に関する意識がどのように変化しているかを把握するため、町民意識調査を実施し、現状と課題を整理しました。

※調査結果の詳細は第6章資料編に掲載しています。

(1) 調査概要

調査対象	18歳～79歳以下で、無作為に抽出した町民1,000人 (女性500人、男性500人)
調査期間	令和6年4月～5月
調査方法	郵送による調査票の送付
回収数	248通(女性136名・男性110名・その他2名)
回収率	24.8%

(2) 調査結果

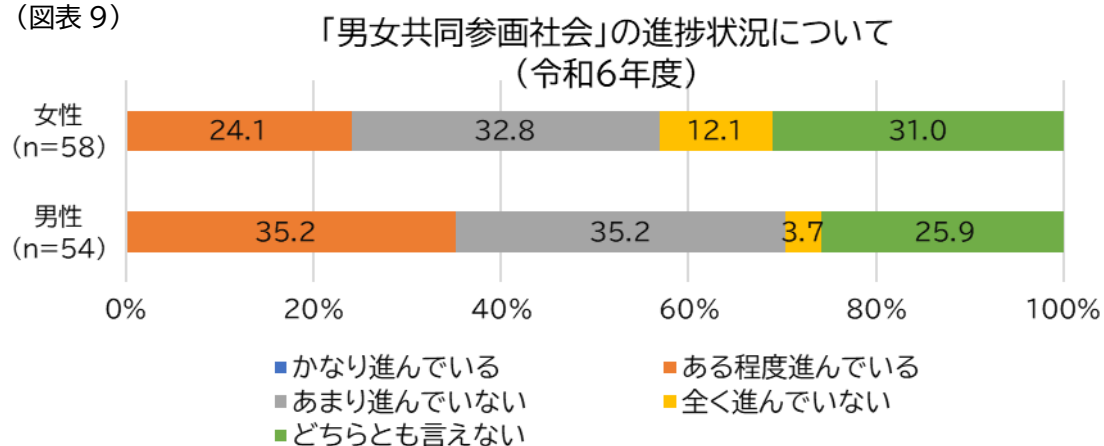
【男女共同参画社会について】

男女共同参画社会が進んでいると実感している人は男女ともに少ない

「男女共同参画社会」という言葉について、「意味を知っている」「意味は知らないが、聞いたことがある」と回答した割合は、平成25年と比較し、男女ともに大きな変化はありませんでした。(資料編P36 図表29, 30参照)

住んでいる地域で男女共同参画が進んでいるかという質問に対し、「かなり進んでいる」と回答した人は男女ともにおらず、「ある程度進んでいる」と回答した女性の割合は24.1%、男性は35.2%で、まだ「男女共同参画社会」であることを実感している人の方が少ない状況です。(図表9)

(図表9)



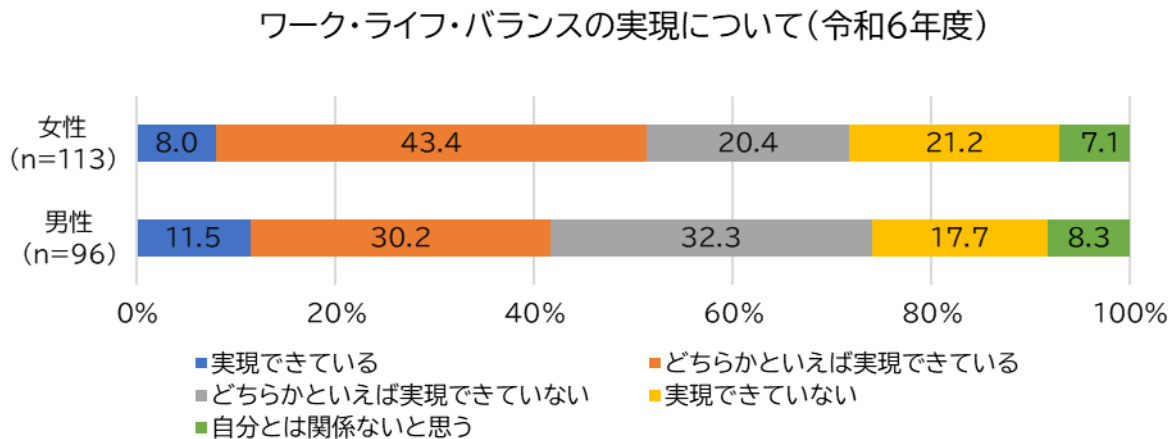
【ワーク・ライフ・バランス】

ワーク・ライフ・バランスの認知度は高いが、実現は不十分である

ワーク・ライフ・バランスという「言葉はよく知っているし、内容も分かる」と回答した人は平成25年・令和元年と比較して、男女ともに大幅に増加しました。(第6章 資料編 P37 図表32・P38 図表33)

しかし実際にワーク・ライフ・バランスが「実現できている」「どちらかといえば実現できている」と回答した女性は 51.4% だったのに対し、男性は 41.7% と女性より 9.7 ポイント下回りました。(図表 10) 男女ともにワーク・ライフ・バランスが十分に取れているとは言えず、特に男性に課題感があると言えます。

(図表 10)



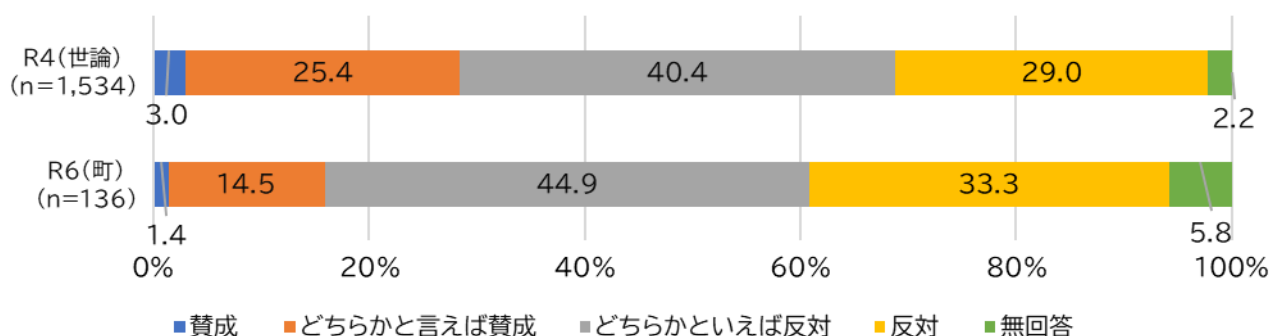
【固定的な性別役割分担意識について】

男女ともに固定的な性別役割分担意識は根強く残っている

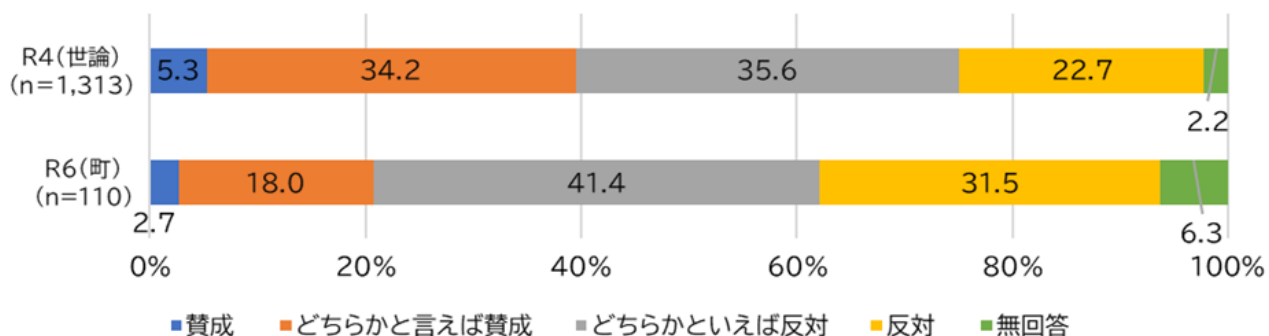
「男は仕事、女は家庭」という考えについて「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した女性は15.9%、男性は20.7%と男性の方が4.8ポイント高い結果でした。(図表11・12)しかし、世論調査との比較では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する町民の割合は男女ともに大幅に少なく、女性の労働力率が高い本町の特徴が意識の面にも表れているのではないかと推測されます。

一方で、「家事(掃除・洗濯・食事の支度)は、女性がする方がよい」と10%以上の男女が回答し、「自治会活動への参加は、男性中心である方がよい」と約10%の女性が回答していることなどから(第6章資料編 P40 図表38・39)、男女ともに固定的な性別役割分担意識は根強く残っていることがわかります。

(図表11) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(女性の回答)
～世論調査との比較～



(図表12) 「男は仕事、女は家庭」という考え方について(男性の回答)
～世論調査との比較～



出典:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年11月調査)」

(問4)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識の結果を加工して作成

【男女の平等感について】

「家庭」や「職場」など身近な場面では男女が平等と感じている人が増えている一方、「地域」や「政治」の場、「法律・制度」の上では不平等感が高い

さまざまな場における男女の平等感について、平成25年と令和6年の結果を比較すると、「家庭」と「職場」において「平等」だと回答した割合が増加していることが特徴です。しかし、令和6年では「平等」と回答した男性が女性を大きく上回っており、平等感に男女差が見られます。

「政治」の場においては、平成25年から多少の改善はみられるものの、依然として、「平等」の割合が男女ともに著しく低い状況です。また、「法律・制度」における「平等」については、男女の回答に最も大きな差が生じました。

「学校生活」「地域」「社会全体」における「平等」は男女ともにポイントが低下しました。

これらのことから、各種制度や啓発により「家庭」や「職場」といった身近な場面では男女が平等だと感じる人は増えているが、「政治」の場や「法律・制度」の上では、不平等感を感じており、それが「社会全体」における不平等感を生み出していると考えられます。

※男女の平等感についての詳細は、第6章資料編 P41 から P48 に記載しています。

(単位: %)

	平等と回答した割合(R6)			平等と回答した割合(H25)			R6とH25調査の差	
	女性	男性	男女差	女性	男性	男女差	女性	男性
家庭	34.6	43.6	▲ 9.0	28.9	31.9	▲ 3.0	5.7	11.7
職場	38.2	45.5	▲ 7.3	27.6	22.1	5.5	10.6	23.4
学校生活	61.0	58.2	2.8	80.5	79.7	0.8	▲ 19.5	▲ 21.5
地域	20.6	35.5	▲ 14.9	31.0	36.3	▲ 5.3	▲ 10.4	▲ 0.8
政治	12.5	21.8	▲ 9.3	9.4	18.9	▲ 9.5	3.1	2.9
法律・制度	23.5	46.4	▲ 22.9	30.5	38.0	▲ 7.5	▲ 7.0	8.4
社会全体	17.6	14.1	3.5	23.6	24.7	▲ 1.1	▲ 6.0	▲ 10.6

(補足)学校生活における男女の平等感について、「最近の学校事情は分からない」等の理由から令和6年は無回答が男女ともに約 20%あったのに対し、平成25年は無回答がゼロだったことから、大幅なポイント減が生じたと考えられます。

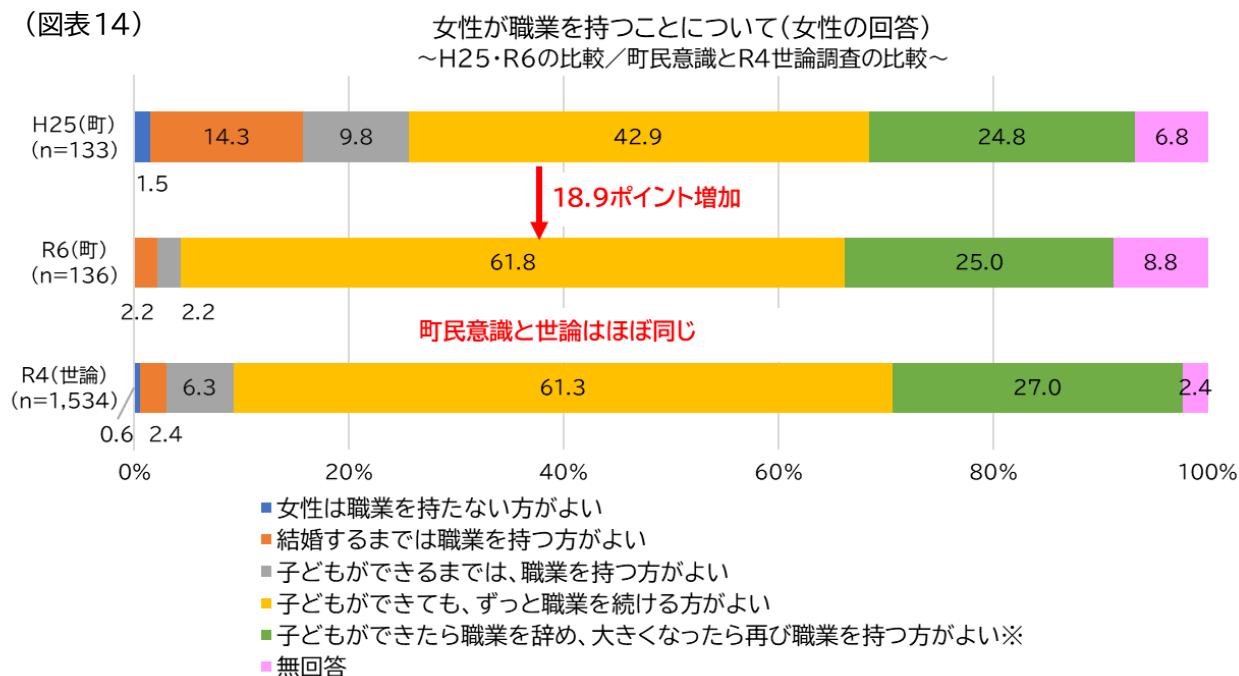
【女性の就業・女性活躍推進について】

「子どもができてても職業を続ける」は女性で18.9ポイント増、男性は 0.2ポイント増にとどまる

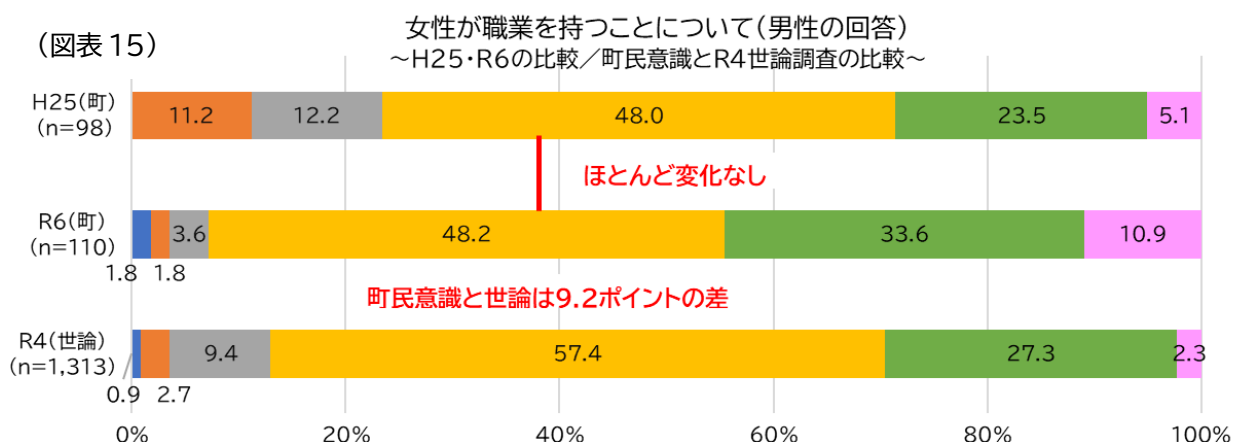
「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」の合計は男女ともに大幅に減少しました。その一方で、「子どもができてても職業を続ける」と回答した女性は 18.9 ポイント増加したのに対し、男性は 0.2 ポイントの増加に留まり、子どもが小さいうちは家庭に専念する方がよいと考える男性は女性よりも多いことが分かりました。(図表 14, 15)

また、令和6年に「子どもができてても、ずっと職業を続ける方がよい」と回答した女性の割合は町民意識と令和4年の世論調査でほぼ同じ割合でしたが、男性の割合は世論調査よりも9.2ポイント少ない結果でした。

(図表 14)



(図表 15)



R4(世論) 出典:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年11月調査)」
(問3)女性が職業を持つことに対する意識の結果を加工して作成

凡例は(図表 14)凡例に同じ

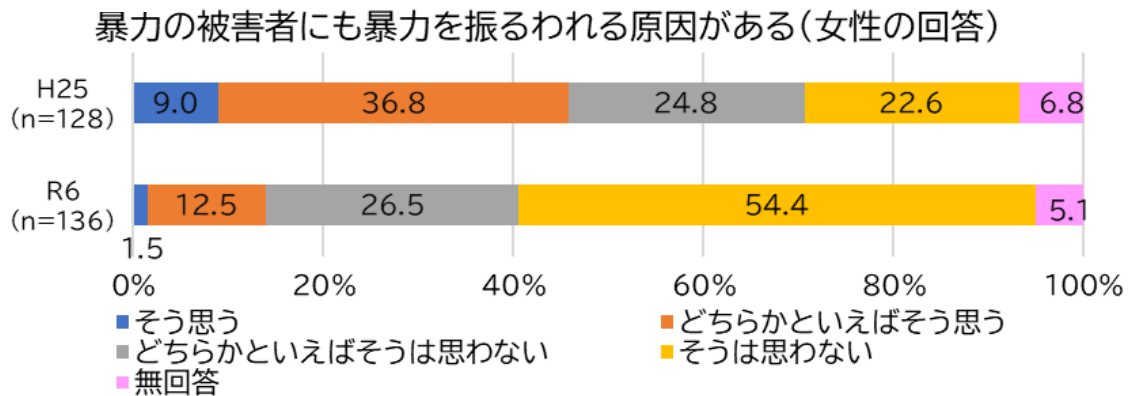
【配偶者暴力(DV)について】

暴力の被害者にも問題があると思う人は大幅に減少したが、一定数存在

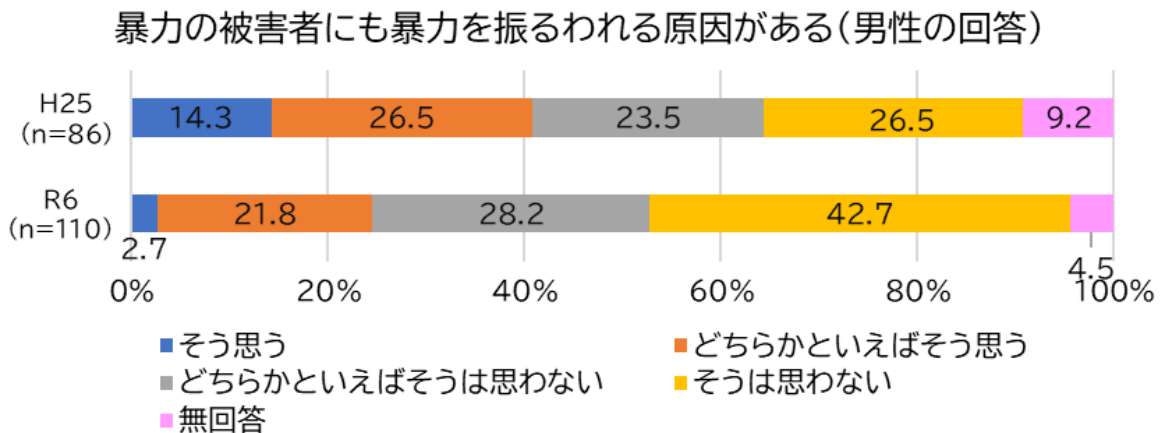
暴力の被害者にも暴力を振るわれる原因があるかという質問に対し、平成25年では「そう思う」「どちらかといえばそう」¹³ 回答した女性は45.8%、男性は40.8%であったのに対し、令和6年では女性は14%、男性は24.5%とどちらも大幅に減少しました。(図表16, 17)

しかしながら、依然として被害者側にも問題があるとの回答が男女ともに一定数あることから、引き続きDVが重大な人権侵害であることを啓発していく必要があります。

(図表16)



(図表17)



【政策・方針決定過程への女性の参画について】

審議会等の女性登用率が低いことはほとんど認識されていない

箱根町における審議会等の女性登用率が神奈川県・県内市町村全体と比較し低い状況であることを知っていたかという質問に対し、男女ともに約9割が「知らなかった」と回答しました。(図表 18)また、女性登用率が低いことについて、「現状のままでよいと思う」と回答した女性は15%、男性は9.5%、「女性委員の割合を増やすべき」と回答した女性は66.1%、男性は71.4%と、女性委員を増やすべきだと考えている割合はやや男性の方が多かったことが分かりました。(図表 19)

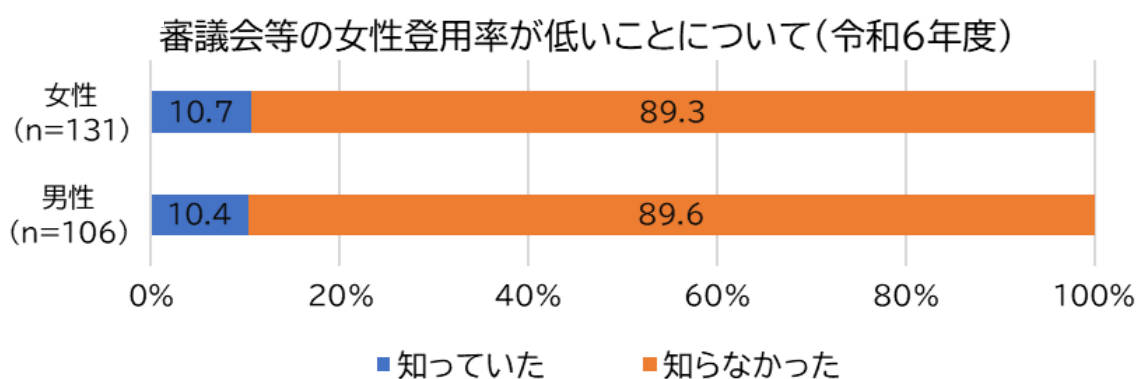
2022 年度審議会等における女性委員の割合

神奈川県	40.8% ※1
県内市町村全体	31.1% ※2
箱根町	20.4% ※3

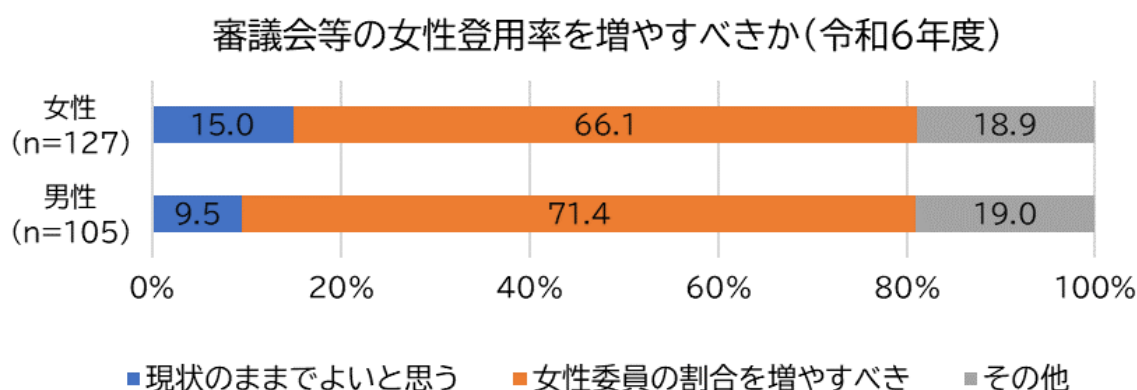
出典：2023(令和5)年版神奈川県の男女共同参画年次報告書(※1・2)

2022(令和4)年度箱根町町民課調査(※3)

(図表 18)



(図表 19)



●第3節 はこね男女共同参画推進プラン(第2次)の取組状況

(1)目標値の達成状況

前プランでは基本目標ごとに目標値を設定しており、計画策定前の平成25年(2013)度、プランの中間見直し年度にあたる令和元(2019)年度、令和5年(2023)度の達成状況は次のとおりでした。

基本目標 I

基本目標 I は1項目を除き、未達成でした。

男女共同参画講演会の参加者数は横ばいであり、審議会、委員会への女性登用率や一般行政職の女性管理職比率については徐々に上昇していますが、いずれも目標達成には至りませんでした。また、女性委員ゼロの審議会、委員会の数については、解消することができませんでした。プレママ・パパ(出産育児)教室における父親参加率は目標を達成することができ、育児の分野における男女共同参画の進捗が伺えます。

(図表 20)基本目標 I 達成状況

基本目標		評価指標	平成25年度 実績値	令和元年 実績値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	達成度
I	あらゆる分野における 男女共同参画の促進	男女共同参画講演会の 参加者数	55人	60人	61人	100人	未達成
		プレママ・パパ(出産育児)教 室における父親参加率	43%	45%	50%	45%	達成
		審議会、委員会への 女性登用率	19.7%	20.5%	23.9%	30%	未達成
		一般行政職の 女性管理職比率	14.0%	8.7%	4.3%	30%	未達成
		女性委員ゼロの審議会、 委員会の数	8審議会	8審議会等	9審議会	7審議会等	未達成

基本目標Ⅱ

基本目標Ⅱは約半分の項目で目標値達成となりました。

ワーク・ライフ・バランスの認知度や職場における男女の平等感の割合などが大幅に向上し、ほぼ目標値を達成することができました。しかし、特定健康診査や肺がん検診の受診率は目標値には達成せず、各種健診の重要性について啓発するとともに、受診率向上の取組み継続が必要です。

(図表 21) 基本目標Ⅱ達成状況

基本目標	評価指標	平成25年度 実績値	令和元年 実績値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	達成度
Ⅱ 仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)の実現	ワーク・ライフ・バランスの 認知度	女性21.8% 男性15.3%	女性24.6% 男性26.9%	女性35.3% 男性39.4% (令和6年度)	男女ともに 30%以上	達成
	職場における 男女の平等感の割合	女性27.6% 男性22.1%	女性22.8% 男性30.8%	女性38.2% 男性45.5% (令和6年度)	男女ともに 40%以上	女性:未達成 男性:達成
	職員男性の育児休業 取得者人数	0人	0人	2人	1人以上	達成
	特定健康診査受診率	30.9%	31.3%	36.5%	60%	未達成
	肺がん検診受診率	31.6%	40.7%	43.3%	50%	未達成
	女性活躍推進企業認定 「えるぼし」「プラチナえるぼ し」認定の周知回数	—	—	1回	2回	未達成

基本目標Ⅲ

啓発等に重点を置く基本目標Ⅲでは全ての項目で目標値を達成しました。被害者にも暴力を振るわれる原因があると思う割合が大幅に減少したことから、いかなる場合においても暴力は重大な人権侵害であるという意識が向上していることが伺えます。

(図表 22) 基本目標Ⅲ達成状況

基本目標	評価指標	平成25年度 実績値	令和元年 実績値	令和5年度 実績値	令和6年度 目標値	達成度
Ⅲ 異性に対する暴力の根絶と 人権の尊重	女性に対する暴力防止の 働きかけの回数	1回	3回	3回	3回	達成
	セクシャル・ハラスメント 防止に向けた啓発活動 と相談窓口の周知回数	1回	2回	2回	2回	達成
	有害環境浄化活動 (訪問活動)実施回数	1回	1回	1回	1回	達成
	被害者にも暴力を振るわれ る原因があると思う割合	女性45.8% 男性40.8%	女性33.3% 男性34.6%	女性14.0% 男性24.5%	男女ともに 30%以下	達成
	町相談担当職員の 研修受講回数	1回	2回	2回	2回	達成

(2) 施策の取組状況と男女共同参画の観点からの成果と課題

前プランの取組状況の達成度及び男女共同参画の観点からの有効度について、点数づけの手法により調査しました。

取組状況の達成度(A)は平均 2.99 点、男女共同参画推進の観点からの有効度(B)は平均 3.82 点と、達成度は有効度を下回る結果となりました。このことから、各取組みは男女共同参画を推進する上で有効であるものの、未達成の項目が多いことが分かりました。

取組状況の達成度において、特に平均値を下回る項目が多いのが、基本目標Ⅰでした。先述のとおり、目標値の達成状況(P16・17 図表 20-22)においても、基本目標Ⅰに未達成項目が多く、とりわけ、地域における活動、審議会や委員会など、まちづくりに関わる分野における女性の参画に課題があるといえます。

(図表 23) 取組状況の評価

基本目標		基本方向	取組状況の達成度 (A)	男女共同参画推進の 観点からの有効度 (B)
Ⅰ	あらゆる分野における 男女共同参画の促進	1-a 男女共同参画に関する意識啓発	3	3.5
		1-b 男女平等を進める 教育環境の整備	2.7	4
		1-c 男女平等を育てる 家庭教育の推進	4	4
		2-a 団体における女性の登用促進	3	4
		2-b 活力あるまちづくりを支える分野への男女の参画	2.3	3.8
		3-a 審議会等への男女共同参画の促進	2.5	4
		3-b 男女共同参画の推進を担う人材育成	2	2
Ⅱ	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の 実現	1-a ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	4	4
		1-b 雇用環境整備の普及啓発	3	4
		2-a 健康増進事業の推進	3	4
		2-b 地域におけるスポーツ機会の充実	3	4
Ⅲ	異性に対する暴力の 根絶と人権の尊重	1-a 暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	3	4
		1-b 相談支援体制の周知と関係機関との連携強化	3.8	4
		2-a 人権尊重意識の醸成	2.5	4
		2-b 相談体制の充実	3	4
基本目標Ⅰ～Ⅲ 全基本方向 平均値			2.99	3.82

※色付きの数値 は平均値を下回った項目

(図表 24)評価の基準

区 分	評価の基準		得 点
取組状況の達成度(A)	AA	計画どおり進み、十分な成果があった	4
	A	計画どおり進み、一定の成果はあった	3
	B	概ね計画どおり進んだが、成果は明確でない	2
	C	計画どおり進まず、成果もあがっていない	1
	D	実施しなかった・事業が廃止となった	0
男女共同参画の観点からの有効度(B)	A	有効である	4
	B	あまり有効でない	2
	C	有効でない(男女共同参画との関係があまり見られない)	0

(3)計画の進捗状況

前プランに位置付けた「計画の推進」の進捗状況は、次のとおりです。

①男女共同参画推進委員会による町民と行政の連携強化

町民委員や有識者で構成する「箱根町男女共同参画推進委員会」を年に数回開催し、町民の意見を男女共同参画施策に反映させました。また、毎年度、行政が行った施策・事業、達成度の報告を行い、意見を伺いました。

②男女共同参画推進リーダー会議による関係各課との連携強化

庁内各課から選出されたリーダーで組織する「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」を開催し、男女共同参画に関する共通認識を持って事業を推進しました。また、DV被害者支援については、関係各課で密接な連携を取り対応しました。

③施策・事業の点検、評価

毎年度、関係各課において、「推進施策」に掲げた施策・事業の取組内容や実績、課題、今後の方向性を確認し、進捗状況の把握をしました。また、点検の結果、進捗が滞っている分野については、その解決方法を男女共同参画推進リーダー会議で議論をしました。

④数値目標の進捗管理

前プランに掲げた数値目標について毎年度末に確認をしました。また数値目標の中でも、町民の意識に係る数値目標については、プランの中間年度である令和元年と最終年度である令和6年度に町民意識調査を行い、男女共同参画推進会議に報告をしました。

●第4節 本プラン作成にあたっての重点課題

第1章、第2章において述べてきた策定の背景や、本町の現状、特に前プラン取組状況調査から見えた課題を踏まえ、本プランの策定にあたって次の3つを課題として整理します。

①意思決定過程への女性の参画を促進

本町の審議会等の女性委員比率、町職員の女性管理職比率はどちらも目標値の30%に達していません。

SDGsのゴールにも掲げられているとおり、男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案・決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。そこで、審議会等や管理職への女性の積極的な採用・登用を推進するとともに、町内事業所における女性管理職や各団体における女性役員の積極的な登用について働きかけます。

②さまざまな分野における男女共同参画の推進

町民意識調査では、「自治会活動への参加は、男性が中心である方がよい」と回答した女性は約10%、また地域において「男性が優位」「どちらかという男性が優位」と回答した女性は72.7%、男性は50%という結果になりました。

人口減少や担い手不足が課題となる中、ますます地域活動をはじめ、あらゆる分野における男女の均等な参画を積極的に進める必要があります。

③困難な問題を抱えた女性・DV被害者の支援体制を強化する

コロナ禍以降、全国的に女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化、複雑化しています。困難な問題を抱える女性やDV被害者、一人ひとりのニーズに応じた支援をするため、庁内各課や関係機関との連携により、切れ目のない包括的な支援を進めます。

また、人権尊重意識の醸成のため、あらゆる暴力根絶への啓発に引き続き取り組みます。

「困難な問題を抱える女性」

令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されました。同法は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)が対象です。

「DV被害者」

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)において、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含みます。男性、女性の別を問いません。また、離婚後(事実婚の方が事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。)も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

第3章 プランの体系

●第1節 基本理念

平成17年策定の「はこね男女共同参画推進プラン」では、町内の各種団体、企業、町民で構成した策定委員会の皆さんとともに話し合い、『彩り豊かな自然のなかで共に生きみんなが輝く町 箱根をめざして』を基本理念として決めました。

平成27年策定の前プラン、また第3次となる本プランにおいても、この基本理念を継承し、男女が、自分らしさと能力を十分に発揮し、互いに思いやり、認め合い、高め合って、皆が輝くことのできる町の実現を目指して取組みを進めます。

基本理念

彩り豊かな自然のなかで
共に生き みんなが輝く町
箱根をめざして

●第2節 基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本方向1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進

基本方向2 さまざまな分野での活躍の支援

基本方向3 意思決定過程への女性の参画の促進

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画できる環境づくり目指し、意識醸成を図ります。また、政策・方針決定過程をはじめ、あらゆる場面において、男女双方の意思が公正に反映されるよう、自治会や地域活動団体、町内事業所等に対して、女性の登用や活躍推進について積極的に働きかけます。

基本目標Ⅱ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

基本方向1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進

基本方向2 生涯にわたる健康づくりの支援

働きたい人が性別や年齢に関わりなくその能力を十分に発揮することは個人の幸福(well-being)の根幹をなすため、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの重要性、各種制度の活用について、広く町民や町内事業所に啓発します。また、男女ともに生涯を通じた健康の管理・保持増進が重要であることから、健康診査の受診率向上や各種スポーツ活動を推進します。

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

基本方向1 あらゆる暴力の根絶

基本方向2 困難な問題を抱えた女性・DV 被害者に対する支援

DV や交際相手など身近な人からの暴力だけでなく、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等、あらゆる暴力は、時に生命に関わる重大な社会問題となっており、男女がお互いを尊重し対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成に多大な支障をきたしています。このような暴力は絶対に許さないという意識づくりを推進します。また、被害者が適切なケアや相談、支援を受けることができるように適切な窓口を周知し、庁内各課や関係機関との連携に努めます。

●第3節 施策の体系

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本方向1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進

推進施策

- 1-a 男女共同参画に関する意識啓発
- 1-b 男女平等を進める教育環境の整備
- 1-c 男女平等意識を育てる家庭教育の推進

基本方向2 さまざまな分野での活躍の支援 ★重点課題

推進施策

- 2-a 団体における女性の登用促進・活躍推進
- 2-b 活力あるまちづくりを支える分野への男女の参画

基本方向3 意思決定過程への女性の参画の促進 ★重点課題

推進施策

- 3-a 政策・方針、組織における意思決定過程への女性の参画の促進
- 3-b 男女共同参画の推進を担う人材育成

基本目標Ⅱ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

基本方向1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進

推進施策

- 1-a ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 1-b 雇用環境整備の普及啓発

基本方向2 生涯にわたる健康づくりの支援

推進施策

- 2-a 健康増進事業の推進
- 2-b 地域におけるスポーツ機会の充実

基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

基本方向1 あらゆる暴力の根絶

推進施策

- 1-a 人権尊重意識の醸成
- 1-b 相談体制の充実

基本方向2 困難な問題を抱えた女性・DV被害者に対する支援 ★重点課題

推進施策

- 2-a 庁内体制の強化
- 2-b 関係機関との連携強化

第4章 計画の内容

●第1節 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本方向1 多様な選択が可能となる意識づくりと教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会とは、男女が性別に関わりなく、人として尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる活力ある社会です。国は、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を男女共同参画が進まない一因として挙げています。

町民意識調査においても、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した女性は15.9%、男性は20.7%であり、依然として性別役割分担意識が根強く残っていることが分かります。(第6章資料編P39 図表35,36)

推進方針

子どもの頃からジェンダー平等や男女共同参画に関する正しい知識や意識を育み、一人ひとりが個性や能力を社会で十分に発揮し、自らの意思によって多様な生き方が選択できるよう、意識啓発や教育・学習機会の提供を行います。また、男女が協力して家庭や子育てに参画できるよう各種講座を実施し、意識醸成を図ります。

推進施策	施策の内容	担当課
a 男女共同参画に関する意識啓発	①男女共同参画講演会の実施 ②啓発紙の発行 ③広報、パンフレット、町ホームページ等による情報提供 ④計画書、各種統計の男女別データの整備、公表	①～③町民課 ④企画課
b 男女平等を進める教育環境の整備	①心の教育の推進 ②個性に応じた進路指導の推進 ③人権教育研修の推進	①～③学校教育課
c 男女平等意識を育てる家庭教育の推進	①プレママ・パパ(出産育児)教室 ②子育て支援講座の推進 ③家庭教育講座の推進	①・②子育て支援課 ③生涯学習課

基本方向2 さまざまな分野での活躍の支援 ★重点課題

現状と課題

性別や年齢、職業など多様な属性の町民の意見が反映されることが、活力ある持続可能な町づくりには欠かせません。現在は、人口減少、少子高齢化や一人暮らし世帯の増加などが進み、町民相互の繋がり希薄化や地域活動における担い手不足などが課題となっています。そのため、年齢や性別を問わず、防災、福祉、健康、地域づくり等、あらゆる分野において男女双方の視点を取り入れ、ともに協力して課題の解決に取り組む必要があります。

町民意識調査によると、「自治会活動への参加は、男性が中心である方がよい」と回答した女性は約10%となり(第6章資料編 P5 図表 38)、また地域において「男性が優位」「どちらかというとな男性が優位」と回答した女性は72.7%、男性は50%という結果(第6章資料編 P45 図表 47, 48)からも、地域活動等における男女の均等な参画を積極的に進める必要があります。

推進方針

自治会や地域活動団体、町内事業所等に対して、女性の登用や活躍推進について積極的に働きかけます。また、町民や町内事業所に向けて女性活躍推進セミナーを実施します。

災害対策や避難所運営に男女双方の視点を取り入れるとともに、自主防災組織や地域防災活動への男女の均等な参画を推進します。また、福祉や健康、地域づくりにおける男女の均等な参画を推進し、男女がともに活躍できるまちづくりをします。

推進施策	施策の内容	担当課
a 団体における女性の登用促進・活躍推進	①委員推薦団体への女性の登用促進への協力要請 ②団体や事業所における女性活躍推進	①・②町民課
b 活力あるまちづくりを支える分野への男女の参画	①地域防災分野における女性の参画促進 ②福祉や健康、地域づくりにおける男女の均等な参画	①総務防災課 ②福祉課・保険健康課

基本方向3 意思決定過程への女性の参画の促進

★重点課題

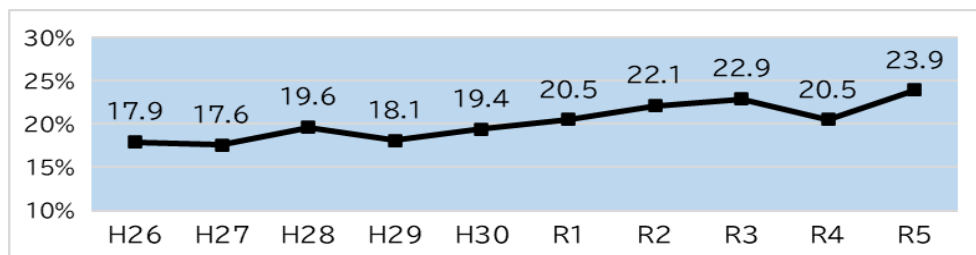
現状と課題

SDGsのターゲット「5.5 あらゆるレベルの意思決定に、女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」※にもあるように、男女共同参画社会を実現していくためには、政策や方針の立案、意思決定過程において女性の参画を拡大していくことが重要です。

本町の審議会等の女性委員比率は令和5年度で23.9%、町職員の女性管理職比率は20.3%と、どちらも目標値の30%に達していない状況です。政策や方針の立案、意思決定過程に男女双方の意見を反映させるため、ポジティブアクション（積極的改善措置）や男女比率の均衡についての理解を促す取組みを継続し、審議会等や管理職への女性の採用・登用を拡大していく必要があります。

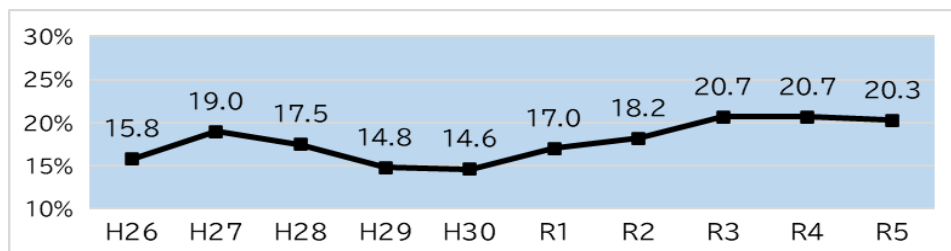
※出典：箱根町SDGs推進計画(P4 図表1)

(図表 25) 審議会等の女性委員比率



出典：箱根町町民課

(図表 26) 町職員の女性管理職比率 10 年間の推移



※管理職：一般行政職及び保育職の内、管理職手当が支給されている職員

出典：箱根町総務防災課

推進方針

政策や方針の立案、意思決定過程に男女双方の意見が反映されるよう、審議会等や管理職への女性の積極的な採用・登用を推進していきます。また、町内事業所における女性管理職や各種団体における女性役員の積極的な登用について働きかけます。

推進施策	施策の内容	担当課
a 政策・方針、組織における意思決定過程への女性の参画の促進	①審議会、委員会への女性の登用促進 ②管理職への女性の積極的登用の実施	①町民課 ②総務防災課(役場) 町民課(事業所)
b 男女共同参画の推進を担う人材育成	①町女性団体の育成	①生涯学習課

基本目標Ⅰの目標値

指標	令和5年度実績値	令和11年度目標値
男女共同参画講演会の参加者満足度 ※「非常によかった」と回答した割合	78.8%(令和4年度) 67%(令和5年度)	80%
プレママ・パパ(出産育児)教室における父親参加率	50%	50%
女性活躍推進セミナーの参加者満足度 ※「非常によかった」と回答した割合	60%(令和4年度) 100%(令和5年度)	80%
審議会、委員会への女性登用率	23.9%	30%
女性委員ゼロの審議会、委員会の数	9 審議会	7 審議会
一般行政職※の女性管理職比率	21.7%	30%

～基本目標Ⅰ達成のために、一人ひとりができること～

- 「男性だから～」「女性だから～」ではなく、それぞれの個性を大事にしましょう。
- 男女共同参画は年齢や性別関係なく、誰にとっても「自分ごと」です。誘い合わせて、講演会や各種セミナーに参加しましょう。
- 町のことを話し合う委員会では、男女双方の意見が重要です。積極的に参加しましょう。
- 自治会活動や地域防災活動など、性別や年齢を問わずに活躍できる雰囲気づくりをしましょう。

「一般行政職」

町職員のうち、保育職と消防職を除いた職員のこと。

●第2節 基本目標Ⅱ 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

基本方向1 働き方の見直しと働きやすい職場環境の推進

現状と課題

働きたい人が性別や年齢に関わりなくその能力を十分に発揮することは個人の幸福(well-being)の根幹をなします。しかし、誰もが多様で柔軟な働き方を選択できる環境の実現には至っておらず、長時間労働や育児・介護等による就業継続の困難など課題は山積しています。

町民意識調査において、ワーク・ライフ・バランスを「実現できている」「どちらかといえば実現できている」と回答した女性は 51.4%だったのに対し、男性は 41.7%と女性より 9.7 ポイント下回り、男女ともにワーク・ライフ・バランスが十分に取れているとは言えません。(第6章資料編 P38図表 34)また、「育児や介護、家事に費やす時間の長さが女性の活躍が進まない要因であるか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した女性は 87%、男性は 81.4%でした。(第6章資料編 P50 図表 57)これらの結果から、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの実現に向けての意識啓発が必要です。

推進方針

長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの重要性を広く町民や町内事業所に啓発するとともに、休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度、男性の育児休暇取得について周知します。また、町役場の職員についても、それぞれのライフスタイルに合わせた各種制度の活用を促し、さらなるワーク・ライフ・バランスの充実を図ります。

推進施策	施策の内容	担当課
a ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	①長時間労働是正の意識啓発など ワーク・ライフ・バランスの必要性に関する情報提供や普及啓発	①町民課
b 雇用環境整備の普及啓発	①休業や休暇、子育て期間中の短時間勤務等の制度の周知 ②男性の育児休暇取得の推進	①観光課(事業所) 総務防災課(役場) ②観光課(事業所) 総務防災課(役場)

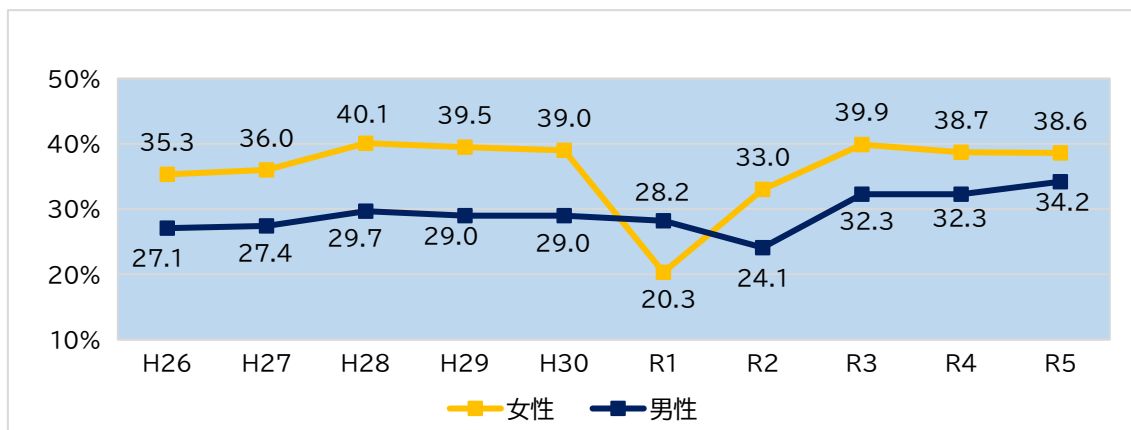
基本方向2 生涯にわたる健康づくりの支援

現状と課題

男女が互いに個性と能力を発揮し、社会に参画するためには、心身ともに健康であることが欠かせません。特に女性については、妊娠・出産や女性特有の病気の可能性があるなど、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。また、男女ともに生涯を通じた健康の管理・保持増進に努めていくことが重要です。

この例として、本町の男女別の特定健康診査の受診率の推移をみると特定健康診査では女性の受診率がやや高い傾向にありますが、男女ともに引き続き受診率の向上のための取組みをする必要があります。また、健康で充実した毎日を送るためには、性別や年齢に関わらず、すべての人がスポーツ活動に取り組む環境づくりも重要となります。

(図表27) 特定健診受診率 10年間の推移



出典:箱根町保険健康課 特定健康診査

推進方針

男女が互いの性差を十分理解し生涯を通じて心身ともに健康で過ごせるよう、それぞれの特有の病気や健康状態に関する情報提供など意識啓発を行います。また、町民のライフステージに応じたさまざまな健康診査や健康相談、健康づくりなどを推進するとともに、特定健康診査のさらなる受診率向上に取り組めます。さらに、世代に応じた地域における各種スポーツ活動を推進します。

推進施策	施策の内容	担当課
a 健康増進事業の推進	①健康診査やがん検診の受診率の向上 ②健康教室や保健指導など生活習慣病予防への関心を高める教室の実施	①・②保険健康課
b 地域におけるスポーツ機会の充実	①各ライフステージを対象とするスポーツイベント、スポーツ教室の開催 ②地域のスポーツクラブや活動団体の支援	①・②生涯学習課

基本目標Ⅱの目標値

指標	令和 5 年度実績値	令和11年度目標値
ワーク・ライフ・バランスの認知度	女性 35.3% 男性 39.4% (令和6年度)	男女ともに 45%以上
職場における男女の平等感の割合	女性 38.2% 男性 45.5% (令和6年度)	男女ともに 50%以上
町役場男性職員の育児休業平均取得日数※1	平均 23.8 日	平均 25 日
特定健康診査受診率	36.5%	45%
5がん検診※2の平均受診率	26.1%	36%

～基本目標Ⅱ達成のために、一人ひとりができること～

- ライフステージに応じた制度を誰もが活用できる職場づくりを心がけましょう。
- 特定健康診査や5がん検診を受診して心身ともに健康に過ごしましょう。
- 家族や友人、近所の方を誘って、積極的にスポーツ活動に参加しましょう。

※1 「町役場男性職員の育児休業平均取得日数」

育児休業取得可能な町役場男性職員の育児休業平均取得日数のことで、取得日数ゼロの職員も含めて平均値を算出。

※2 「5がん検診」

国指針で実施を定めている、胃がん検診(バリウム・内視鏡)、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診のこと。

●第3節 基本目標Ⅲ あらゆる暴力の根絶と人権の尊重

基本方向1 あらゆる暴力の根絶

現状と課題

SDGsのターゲット「5.2 女性に対するあらゆる暴力、搾取をなくす」※にも掲げられているように、DV に悩む男性も少なくありませんが、DV 被害者の多くは女性です。また DV 以外にも、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等のあらゆる暴力は生命に関わる重大な社会問題となっています。

町民意識調査では、暴力の被害者にも暴力を振るわれる原因があるかという質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した女性は 14%、男性は 24.5%でした。(P52図表 58, 59)引き続き DV 等のあらゆる暴力が犯罪であり、いかなる場合も許されないことを粘り強く啓発する必要があります。

※出典は箱根町SDGs推進計画(P4 図表1)

推進方針

DV やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等、あらゆる暴力を未然に防止するため、このような暴力は重大な人権侵害であり絶対に許さないという意識づくりを推進します。また、被害者が適切なケアや相談、支援を受けることができるように適切な窓口を周知し、迅速に適切な機関に繋ぐとともに、相談支援体制の充実を図ります。

推進施策	施策の内容	担当課
a 人権尊重意識の醸成	①あらゆる暴力根絶への啓発 ②事業所向けセクシャル・ハラスメント等の防止の啓発	①町民課 ②観光課
b 相談体制の充実	①リーフレットや広報、町ホームページによる相談窓口等の情報提供 ②人権擁護委員等による身近な相談窓口や専門家による相談の実施 ③研修への参加による職員の相談技能、意識の向上	①町民課 ②福祉課 ③町民課・総務防災課

基本方向2 困難な問題を抱えた女性・DV 被害者に対する支援

★重点課題

現状と課題

コロナ禍以降、全国的に女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など多様化、複雑化しています。小田原保健福祉事務所の女性相談員に DV 等の相談をする町民も後を絶ちません。(図表 28)

そのような中、令和6年(2024 年)4月1日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援法)が施行されました。これにより「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性や DV 被害者一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援が進められています。

(図表 28) 女性相談員相談状況

(単位:件)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
町民相談 総数	2(0)	9(7)	13(11)	10(5)	8(4)	9(3)	16(11)	8(3)	8(3)

※()内は、配偶者の暴力によるもので、内数

出典:各年度小田原保健福祉事務所年報

推進方針

庁内の連携を強化し、困難な問題を抱える女性や DV 被害者の早期発見に努めるとともに、迅速に県や NPO 等の関係機関に繋がります。また、県や近隣市町で構成する「神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議」に参画し、密な情報交換をするとともに、地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。

推進施策	施策の内容	担当課
a 庁内体制の強化	①庁内における DV 被害者や困難な問題を抱える女性の相談支援体制の連携強化	①町民課・福祉課・子育て支援課・学校教育課を中心とした全課
b 関係機関との連携強化	①県、NPO 等の関係機関との連携強化 ②神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議への参画	①、②町民課

基本目標Ⅲの目標値

指標	令和 5 年度実績値	令和11年度目標値
女性に対する暴力防止の働きかけの回数	3回	3回
セクシャル・ハラスメント防止に向けた啓発活動と相談窓口の周知回数	2回	2回
被害者にも暴力を振るわれる原因があると思う割合	女性 14.0% 男性 24.5% (令和6年度)	男女ともに 15%以下
町相談担当職員の人権・DV相談等に関する研修受講回数	2回	2回

～基本目標Ⅲ達成のために、一人ひとりができること～

○DV やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等は重大な人権侵害だということを一人ひとりが強く認識しましょう。

○もし暴力で困っている方が周りにいたら、相談窓口を教えてあげましょう。

●DV についての相談窓口(神奈川県)

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性のための DV 相談 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	0466-26-5550
	土・日(祝日除く)	9:00～17:00	
女性への暴力相談 [週末ホットライン]	土・日(祝日除く)	17:00～21:00	045-534-9551
	祝日	9:00～21:00	
男性被害者相談 ※面接相談は要予約	月～金(祝日除く)	9:00～21:00	045-662-4530

●女性のための相談窓口(神奈川県)

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
女性電話相談室 (一般相談)	月～金(祝日除く)	9:00～16:40	0570-550-594
小田原保健福祉事務所 生活福祉課	月～金(祝日除く)	8:30～17:15	0465-32-8000

●性犯罪・性暴力被害者支援(神奈川県)

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」	24時間365日		#8891(全国共通)

第5章 計画の推進

(1)男女共同参画推進委員会による町民と行政の連携強化

町民や有識者で構成する「箱根町男女共同参画推進委員会」を定期的を開催し、町民の意見を男女共同参画施策に反映させます。また、毎年度、行政が行った施策・事業の点検・評価を報告し、その達成度の点検・評価を行います。

(2)男女共同参画推進リーダー会議による関係各課との連携の強化

男女共同参画に関する施策は多方面にまたがるため、役場内で「箱根町男女共同参画推進リーダー会議」を開催し、関係各課との連携を密にするとともに、共通認識を持ってあらゆる事業を推進します。また、男女共同参画に関連する分野の個別計画と整合性を図りながら、総合的に取り組みを進めます。

(3)施策・事業の点検・評価

毎年度、関係各課において、「推進施策」に掲げた施策・事業の取り組み内容や実績、課題、今後の方向性等を確認し、進捗状況を把握します。その結果を踏まえ、必要に応じて施策や事業を見直します。また、進捗管理の中では、男女共同参画の視点を持って事業に取り組んだかどうかの有効度の確認もあわせて実施します。

(4)数値目標の進捗管理

本プランに掲げている「数値目標」について、プランの中間年度である令和11年度と、最終年度である令和16年度に、アンケート調査や事業実績等を用いて達成状況を確認します。また、社会情勢の変化等を踏まえ、施策や目標について、必要に応じてより適切なものへと見直しを行います

第6章 資料編

1 町民意識調査結果詳細

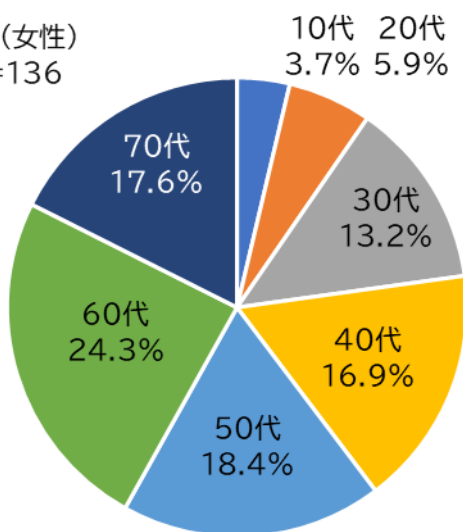
第2章第2節で掲載した結果を含め、町民意識調査の結果詳細を報告します。

(1) 調査概要

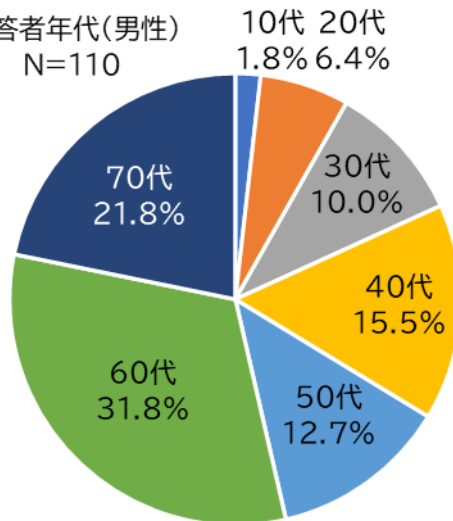
調査対象	18 歳～79 歳以下で、無作為に抽出した町民 1,000 人 (女性 500 人、男性 500 人)
調査期間	令和6年4月～5月
調査方法	郵送による調査票の送付
回収数	248 通(女性 136 名・男性 110 名・その他2名)
回収率	24.8%

【回答者年代】

年代(女性)
N=136



回答者年代(男性)
N=110



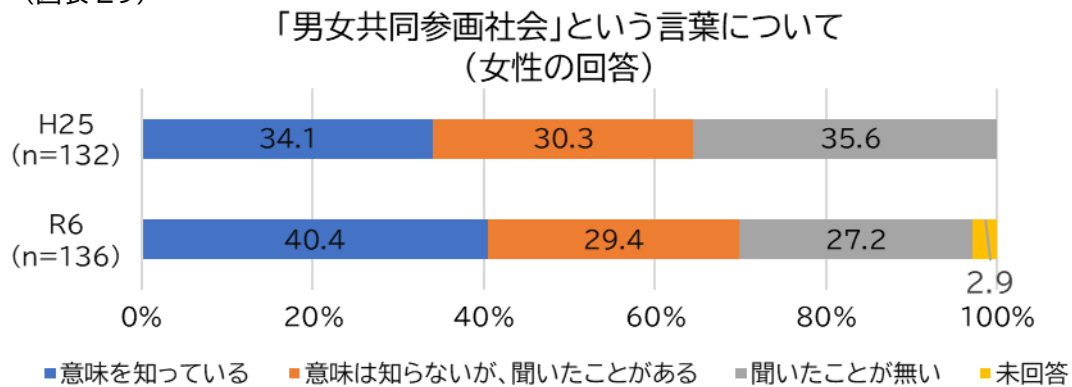
(2) 調査結果

【男女共同参画社会について】

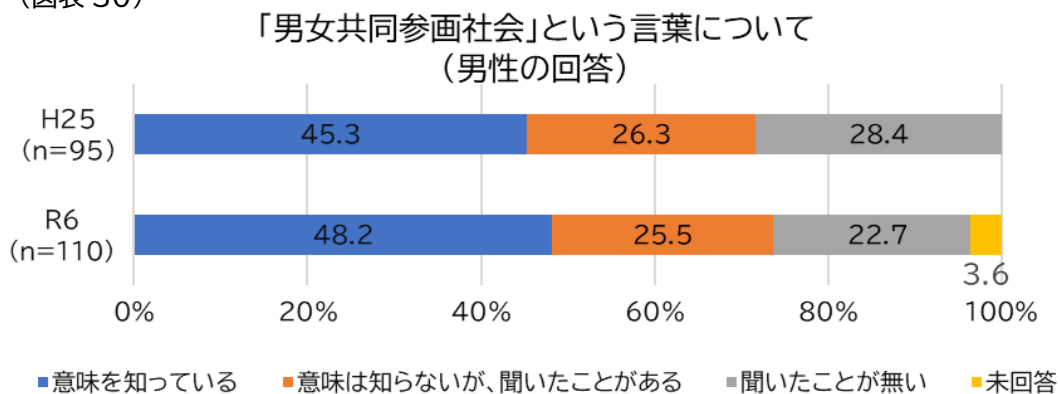
「男女共同参画社会」という言葉について、「意味を知っている」「意味は知らないが、聞いたことがある」と回答した女性の割合は平成25年が 64.4%、令和6年が 69.8%で 5.4 ポイント微増、男性は平成25年が 71.6%、令和6年が 73.3%で 1.7 ポイント微増と男女ともに大きな変化はありませんでした。

住んでいる地域で男女共同参画が進んでいるかという質問に対し、「かなり進んでいる」と回答した人は男女ともにおらず、「ある程度進んでいる」と回答した女性の割合は 24.1%、男性は 35.2%で、まだ「男女共同参画社会」であることを実感している人の方が少ない状況です。

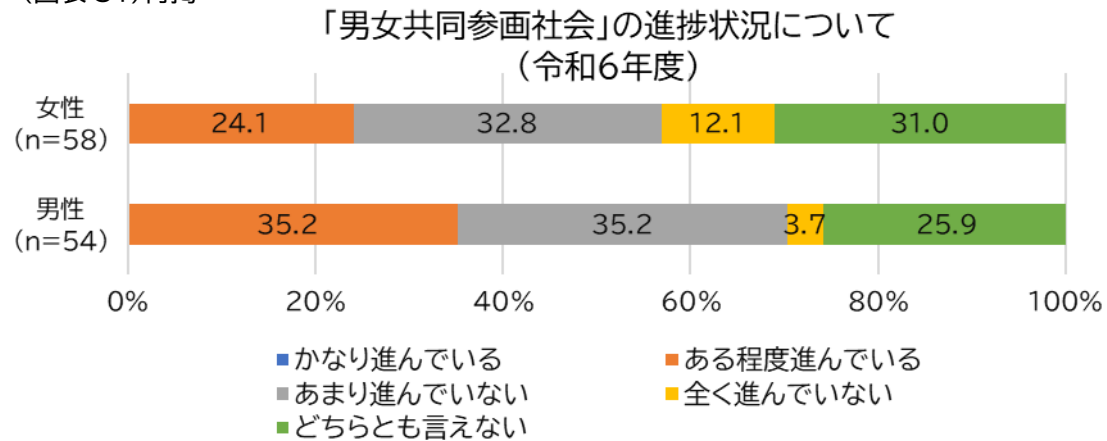
(図表 29)



(図表 30)



(図表 31)再掲

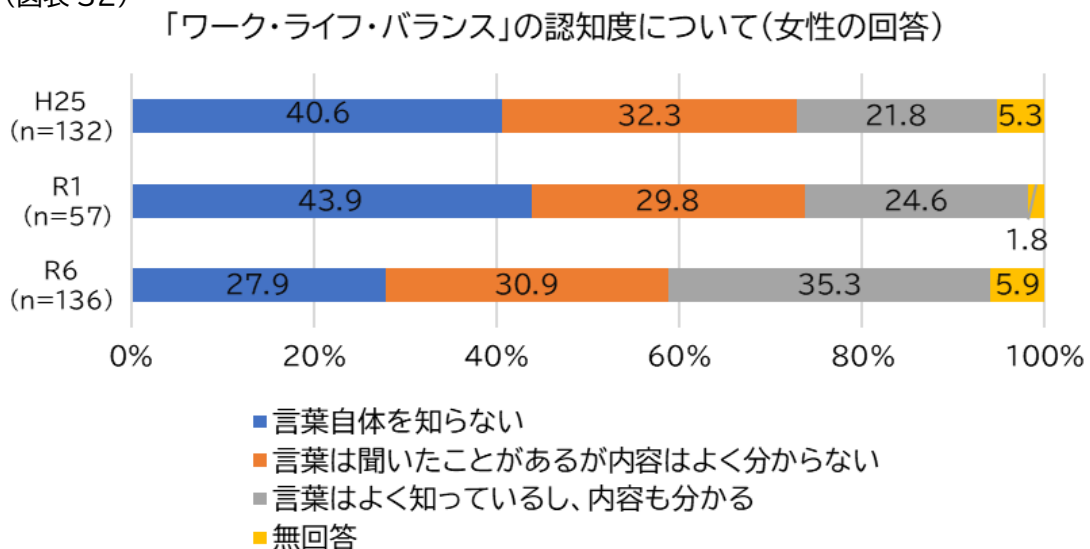


【ワーク・ライフ・バランス】

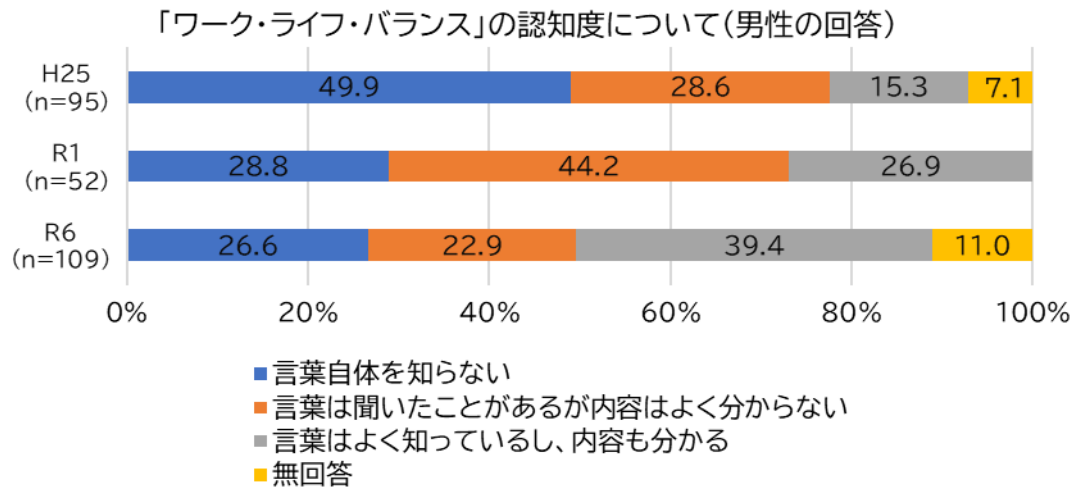
「言葉はよく知っているし、内容も分かる」と回答した女性が 35.3%(平成25年から 13.5 ポイント増)、男性が 39.4%(平成25年から 24.1 ポイント増)と認知度は大幅に上昇し、前プランの目標値 30%を超える結果でした。

ワーク・ライフ・バランスの現状について、「実現できている」「どちらかといえば実現できている」と回答した女性は 51.4%だったのに対し、男性は 41.7%と女性より 9.7 ポイント下回りしました。男女ともにワーク・ライフ・バランスが十分に取りれているとは言えず、特に男性に課題感があるといえます。

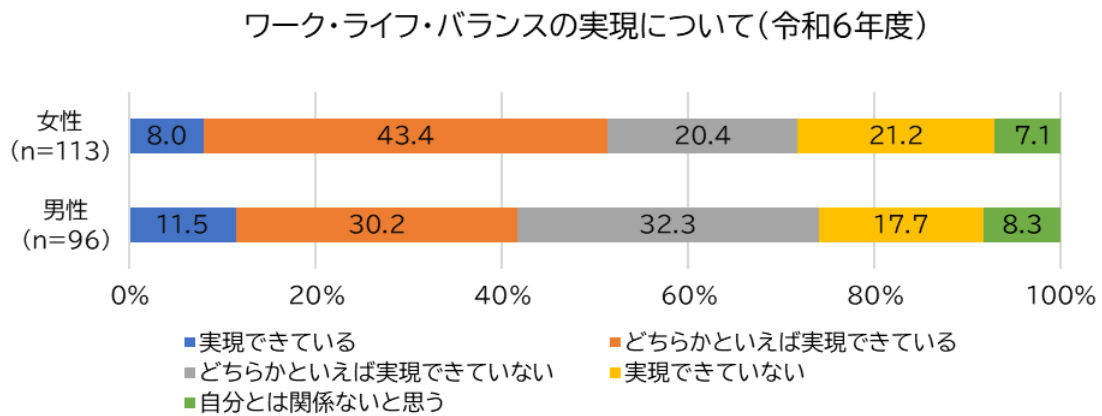
(図表 32)



(図表 33)



(図表 34)再掲

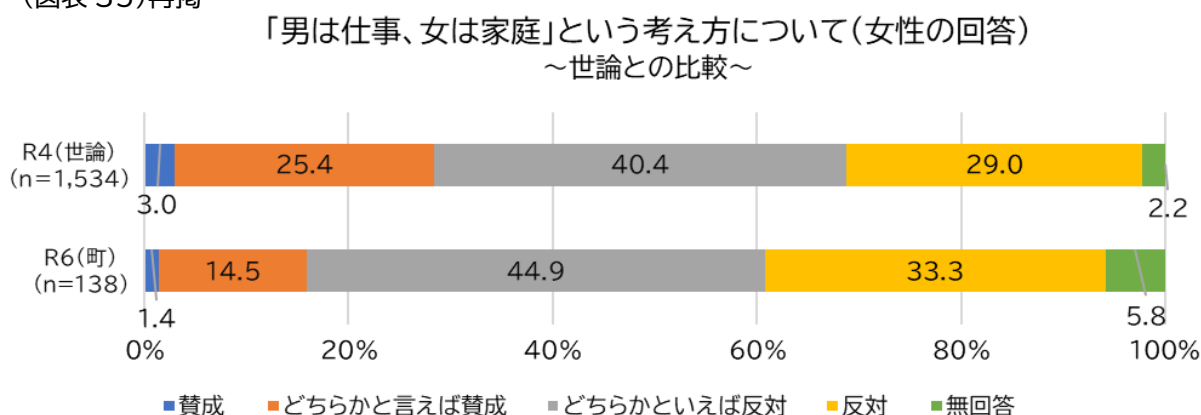


【固定的な性別役割分担意識について】

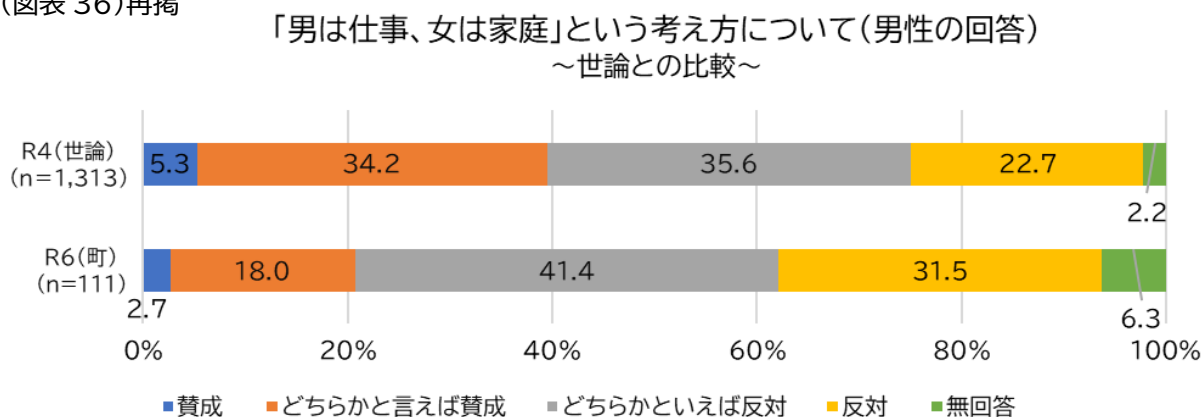
「男は仕事、女は家庭」という考え方について「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した女性は 15.9%、男性は 20.7%と男性の方が 4.8%高い結果でした。「どちらかといえば反対」「反対」という回答の方が圧倒的に多くはありますが、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、より男性にその傾向があることが分かります。

しかし、世論との比較では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛成する町民の割合は男女ともに大幅に少なく、女性の労働力率が高い本町の特徴が意識の面にも表れていると言えます。

(図表 35)再掲



(図表 36)再掲



また、固定的な性別役割分担意識を調査するため、下の11項目から自身の考えに当てはまるもの(最大3つまで)を選ぶ設問では、回答が多かった上位5項目は、図38(女性)・図39(男性)のとおりでした。

選択肢 11 項目 (図表 37)

1. 家事(掃除・洗濯・食事の支度)は、女性がする方がよい	7. 自治会やPTA等の組織の会長は、男性の方がよい
2. 子育てや介護は、女性がする方がよい	8. 男性は育児休業を取得しない方がよい
3. 男子には高い学歴を期待するが、女子にはあまり期待しなくてもよい	9. 男性も子育てに参加する方がよい
4. 学校の行事、授業参観への参加は母親の方がよい	10. 会議や行事時の受付・お茶出しは女性の方がよい
5. 自治会活動への参加は、男性が中心である方がよい	11. 女性は結婚・出産を機に家庭に入る方がよい
6. PTA活動への参加は、女性が中心である方がよい	

○女性の回答 (図表 38)

1位	9. 男性も子育てに参加する方がよい	71.3%	(136名中、97名)
2位	1. 家事(掃除・洗濯・食事の支度)は、女性がする方がよい	11.8%	(136名中、16名)
3位	5. 自治会活動への参加は、男性が中心である方がよい	10.3%	(136名中、14名)
4位	2. 子育てや介護は、女性がする方がよい	8.1%	(136名中、11名)
5位	11. 女性は結婚・出産を機に家庭に入る方がよい	5.1%	(136名中、7名)

○男性の回答 (図表 39)

1位	9. 男性も子育てに参加する方がよい	70.0%	(110名中、77名)
2位	1. 家事(掃除・洗濯・食事の支度)は、女性がする方がよい	14.5%	(110名中、16名)
3位	2. 子育てや介護は、女性がする方がよい	10.0%	(110名中、11名)
4位	11. 女性は結婚・出産を機に家庭に入る方がよい	7.3%	(110名中、8名)
5位	4. 学校の行事、授業参観への参加は母親の方がよい	5.5%	(110名中、6名)

男女の回答を比較すると、大きな差がある項目がありました。女性の 10.3%が「5. 自治会活動への参加は男性中心である方がよい」を選択しましたが、男性で5を選択した人はいませんでした。

また、男性で5番目に多かった「4. 学校の行事、授業参観への参加は母親の方がよい」は、女性でも6番目に多く、男女の回答差はほぼありませんでした。

「1. 家事(掃除・洗濯・食事の支度)は、女性がする方がよい」「2. 子育てや介護は女性がする方がよい」「11. 女性は結婚・出産を機に家庭に入る方がよい」についても、男女ともに 10%程度が選択をしていることから、性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っていることが分かります。

【男女の平等感について】

さまざまな場における男女の平等感について、平成25年と令和6年の結果を比較すると、「家庭」と「職場」において「平等」と回答した割合が増加していることが特徴です。しかし、令和6年では「平等」と回答した男性が女性を大きく上回っており、平等感に男女差が見られます。

「政治」の場においては、平成25年から多少の改善はみられるものの、「平等」の割合が男女ともに、依然として著しく低い状況です。また、「法律・制度」における「平等」については、男女の回答に最も大きな差が生じました。

「学校生活」「地域」「社会全体」における「平等」は男女ともにポイントが低下しました。

これらのことから、各種制度や啓発により「家庭」や「職場」といった身近な場面では男女が平等だと感じる人は増えているが、「政治」の場や「法律・制度」の上では、不平等感を感じており、それが「社会全体」における不平等感を生み出していると考えられます。

(図表 40)再掲

(単位:%)

	平等と回答した割合(R6)			平等と回答した割合(H25)			R6とH25調査の差	
	女性	男性	男女差	女性	男性	男女差	女性	男性
家庭	34.6	43.6	▲ 9.0	28.9	31.9	▲ 3.0	5.7	11.7
職場	38.2	45.5	▲ 7.3	27.6	22.1	5.5	10.6	23.4
学校生活	61.0	58.2	2.8	80.5	79.7	0.8	▲ 19.5	▲ 21.5
地域	20.6	35.5	▲ 14.9	31.0	36.3	▲ 5.3	▲ 10.4	▲ 0.8
政治	12.5	21.8	▲ 9.3	9.4	18.9	▲ 9.5	3.1	2.9
法律・制度	23.5	46.4	▲ 22.9	30.5	38.0	▲ 7.5	▲ 7.0	8.4
社会全体	17.6	14.1	3.5	23.6	24.7	▲ 1.1	▲ 6.0	▲ 10.6

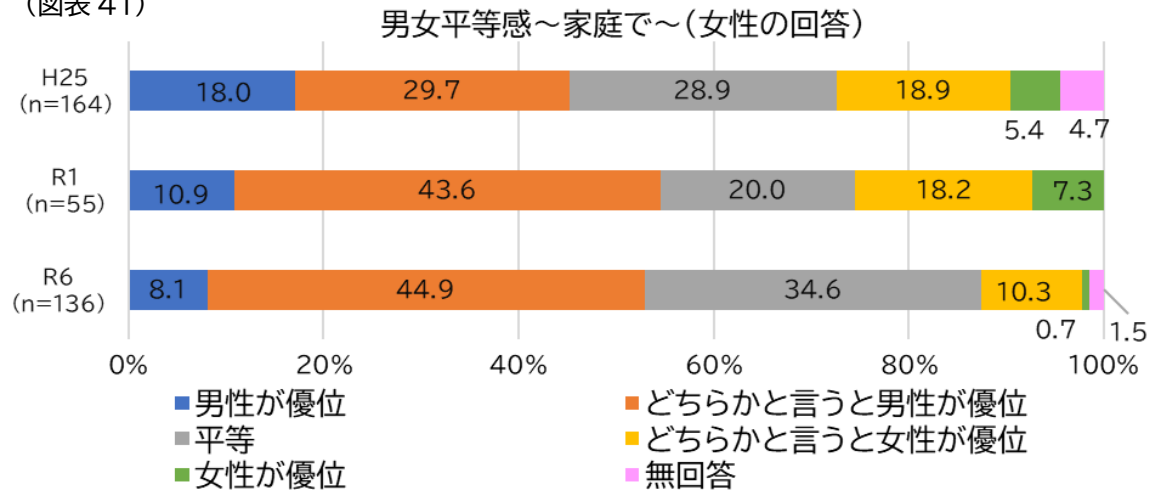
※学校生活における男女の平等感について、「最近の学校事情は分からない」等の理由で、令和 6 年は無回答が男女ともに約 20%あったのに対し、平成 25 年は無回答がゼロだったことから、大幅なポイント減が生じたと考えられます。

① 男女平等感～家庭で～

○女性の回答

「平等」の割合は 5.7 ポイント増加した。しかし「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の合計は、平成25年が 47.7%、令和6年が 53%で 5.3 ポイント増加しました。不平等だと感じている女性はまだまだ多いといえます。

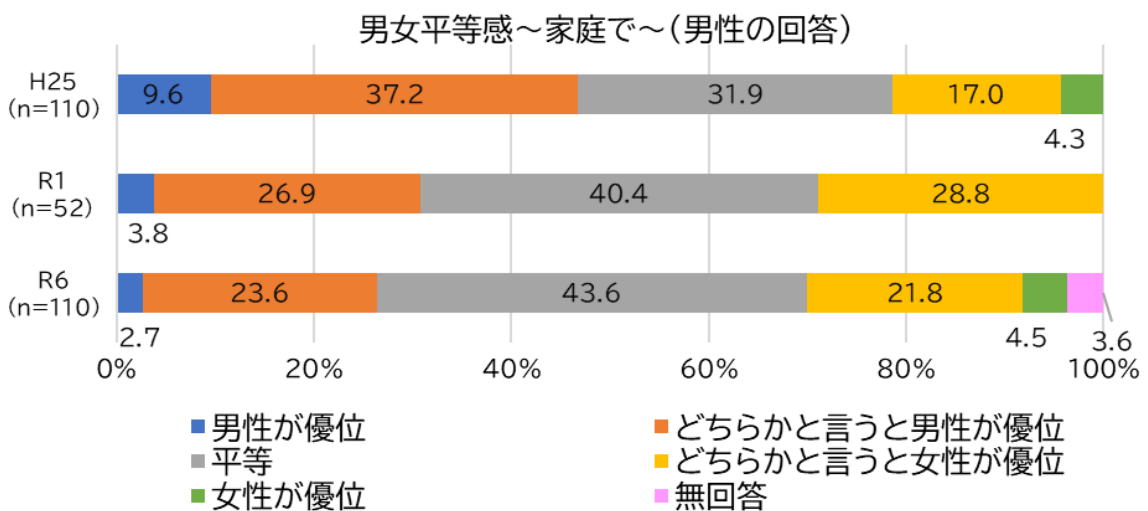
(図表 41)



○男性の回答

「平等」の割合は、11.7 ポイント増加した。また、「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の割合は、平成25年が 46.8%、令和6年が 26.3%で 20.5 ポイント減少しました。男女が平等だと感じる男性は増えているといえます。

(図表 42)

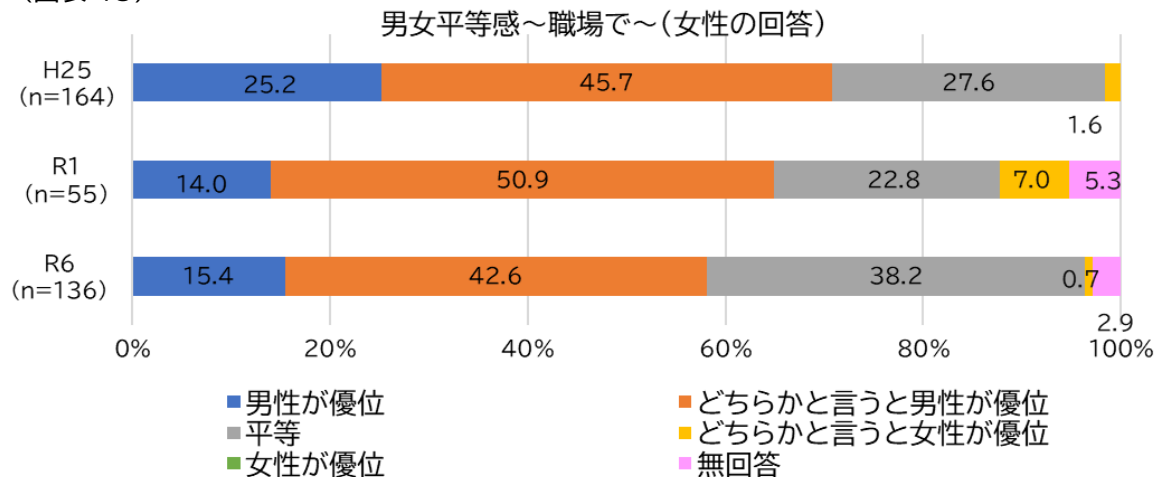


② 男女平等感～職場で～

○女性の回答

「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の合計は平成25年が 70.9%、令和6年が 58%で 12.9 ポイント減少し、「平等」は 10.6 ポイント増加しました。男女平等と感じる女性は増えていますが、依然として、半数以上が男性の方が優位だと感じています。

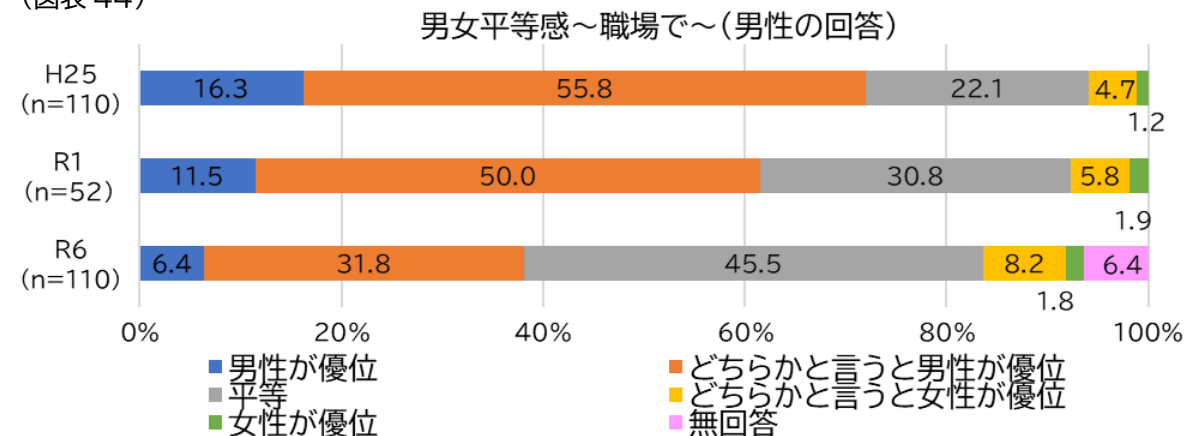
(図表 43)



○男性の回答

「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の合計は平成25年が 72.1%、令和6年が 38.2%で 33.9 ポイント減少し、「平等」は 23.4 ポイント増加しました。男女平等と感じる男性は大幅に増えていきます。

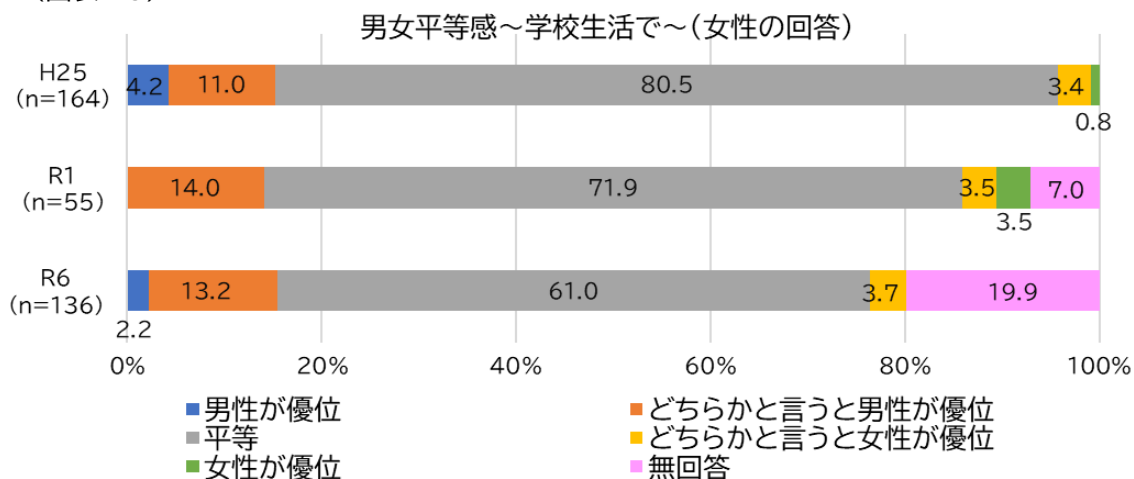
(図表 44)



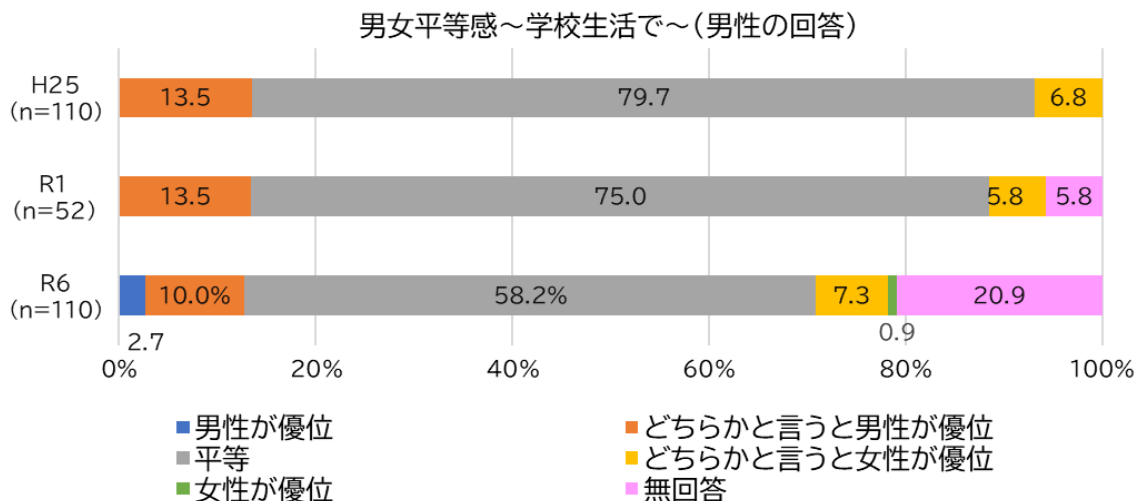
③ 男女平等感～学校生活で～

最も男女の回答で差が少ない項目です。男女ともに半数以上が「平等」と回答していますが、約 20 ポイント減少しています。平成25年は無回答がゼロなのに対し、令和6年は男女ともに約 20%が無回答だったことによると考えられます。（無回答の中には、「最近の学校事情については分からない」というコメントが多数ありました。）

（図表 45）



（図表 46）

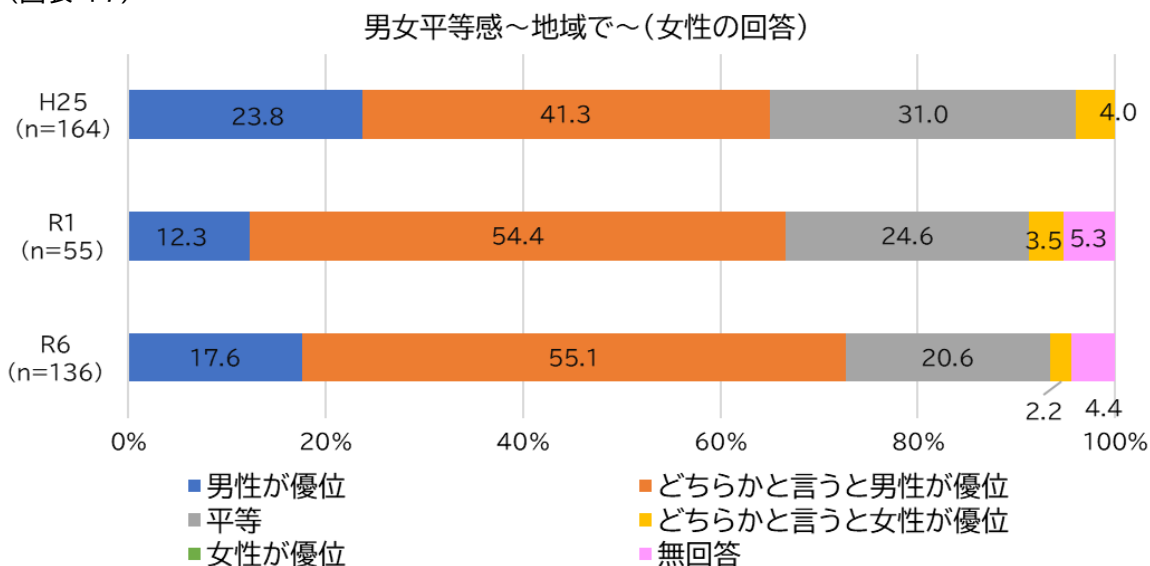


④ 男女平等感～地域で～

○女性の回答

「男性が優位」「どちらかというとな男性が優位」の合計は平成25年が 65.1%、令和6年が 72.7%で 7.6 ポイント増加し、「平等」は 10.4 ポイント減少しました。地域において、不平等感を感じている女性が増加しているといえます。

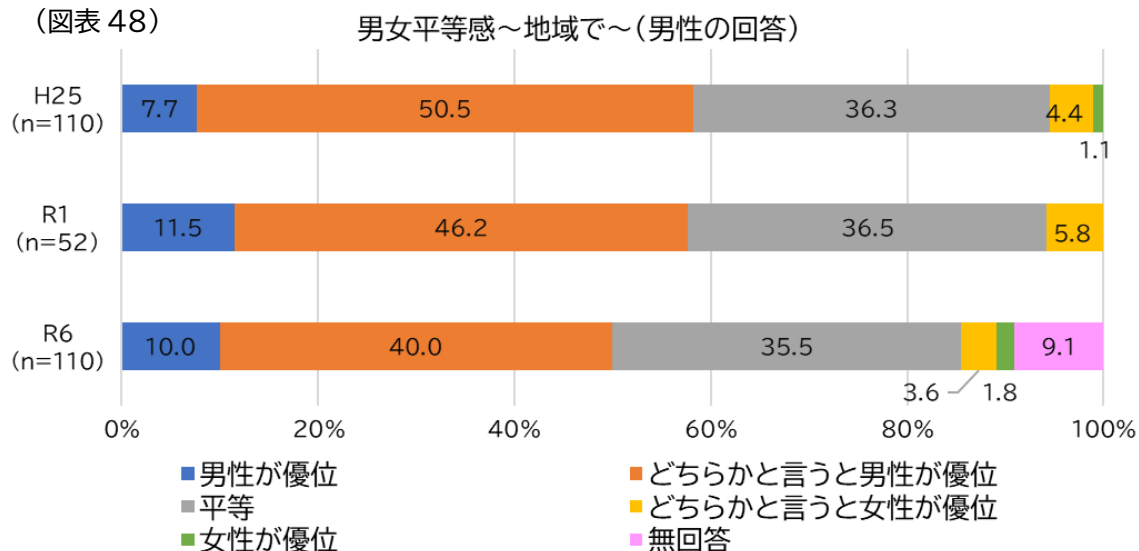
(図表 47)



○男性の回答

「男性が優位」「どちらかというとな男性が優位」の合計は平成25年が 58.2%、令和6年が 50%で 8.2 ポイント減少し、「平等」と「どちらかというとな女性が優位」はほぼ変わりませんでした。依然として、男性の半数が地域において男性がより優位だと感じているといえます。

(図表 48)

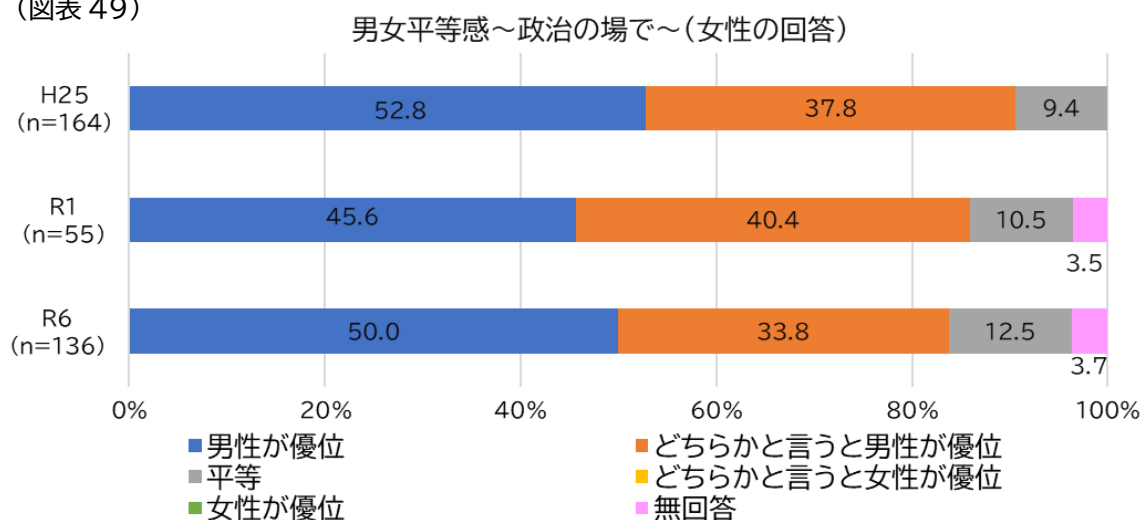


⑤ 男女平等感～政治の場で～

○女性の回答

「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の合計は平成25年が 90.6%、令和6年が 83.8%で 6.8 ポイント減少し、「平等」は 3.1 ポイントと微増しました。依然として、政治の場では男性が優位と感じている女性が非常に多い状況です。

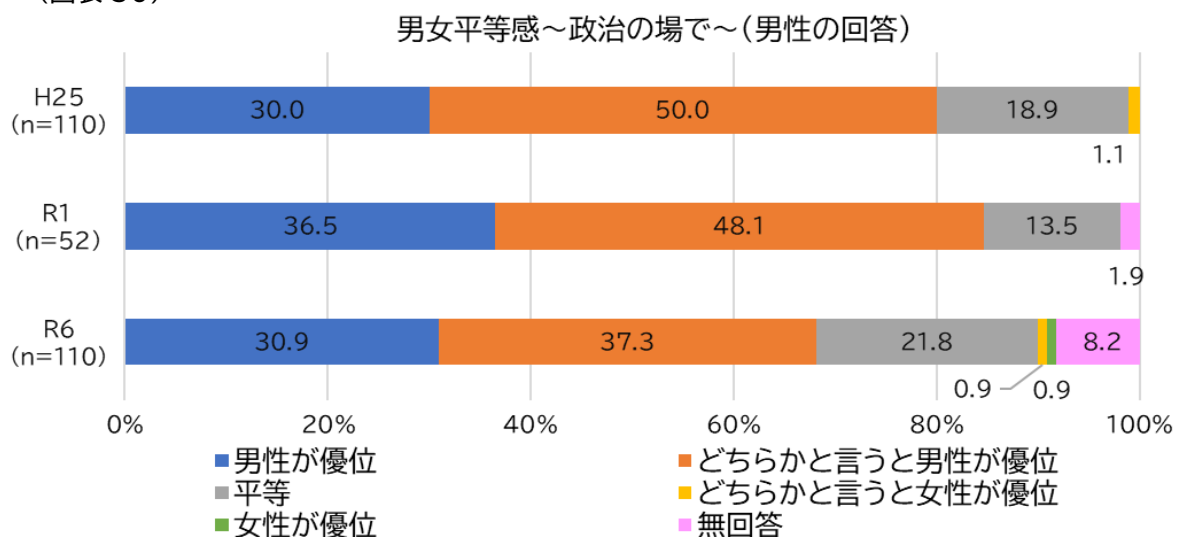
(図表 49)



○男性の回答

「男性が優位」「どちらかというと男性が優位」の合計は平成25年が 80%、令和6年が 68.2%で 11.8 ポイント減少し、「平等」は 2.9 ポイントと微増しました。

(図表 50)

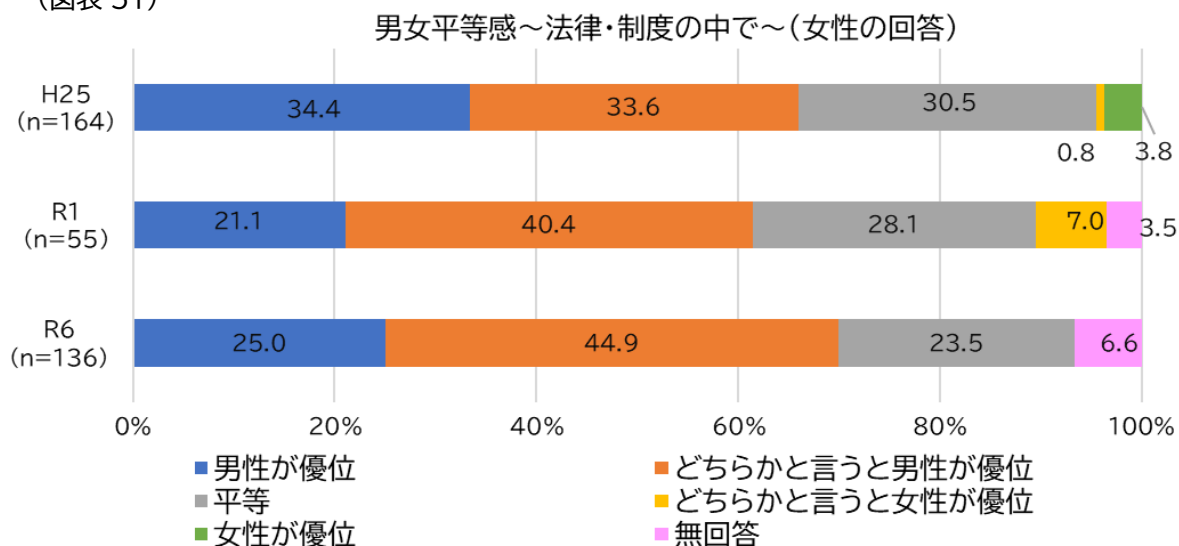


⑥ 男女平等感～法律・制度の中で～

○女性の回答

「男性が優位」「どちらかというとな性が優位」の合計は平成25年が68%、令和6年が69.9%とほぼ変わらず、「平等」は7ポイント減少しました。法律・制度の中では男性が優位と感じている女性の割合は変わらず多い状況です。

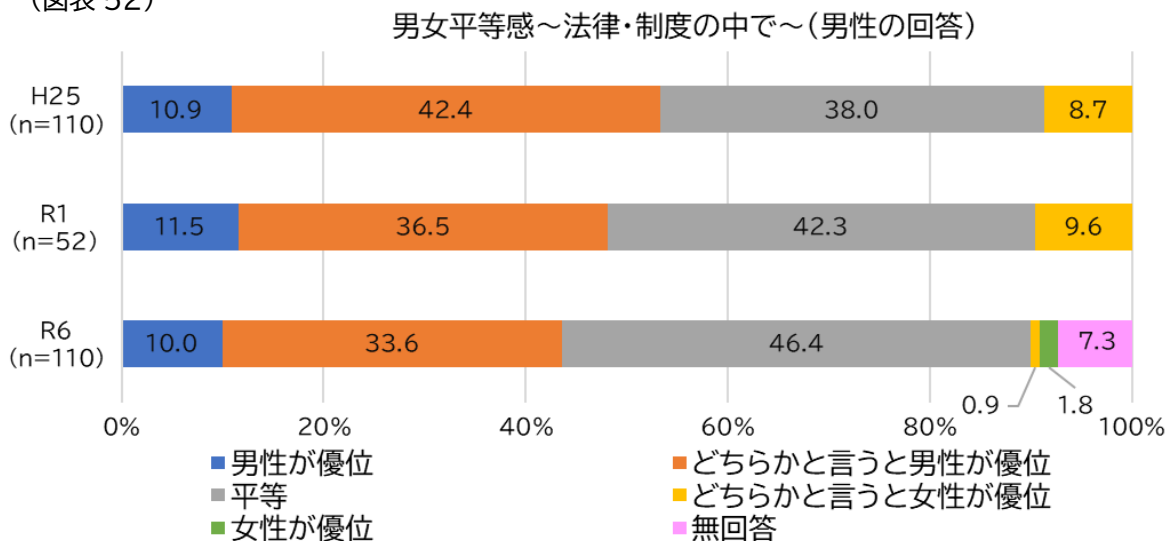
(図表 51)



○男性の回答

「男性が優位」「どちらかというとな性が優位」の合計は平成25年が53.3%、令和6年が43.6%で9.7ポイント減少し、「平等」は8.4ポイント増加しました。法律・制度の中において、男女平等だと感じる男性は増加しているといえます。

(図表 52)

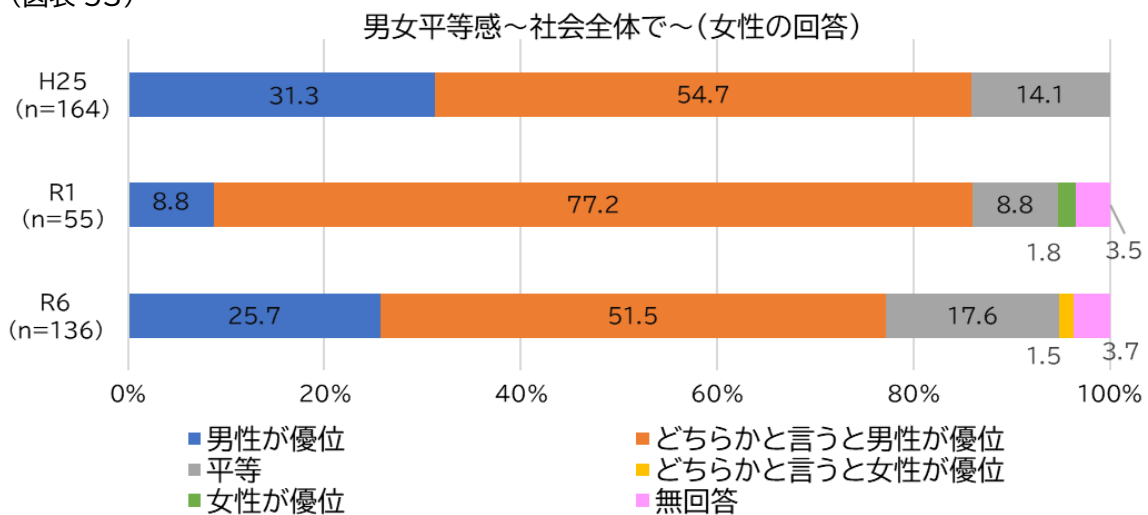


⑦ 男女平等感～社会全体で～

○女性の回答

「男性が優位」「どちらかと言うと男性が優位」の合計は平成25年が86%、令和6年が77.2%と8.8ポイント減少しましたが、「平等」は3.5ポイントの微増に留まり、あまり大きな変化は見られませんでした。

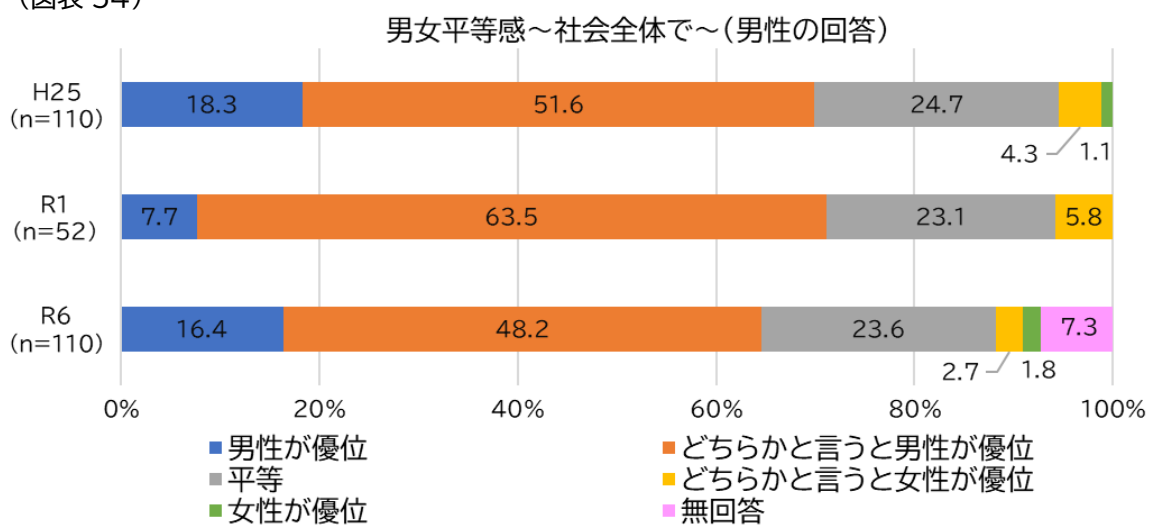
(図表 53)



○男性の回答

「男性が優位」「どちらかと言うと男性が優位」の合計は平成25年が69.9%、令和6年が64.6%と5.3ポイント減少、「平等」は1.1ポイントの微減で、10年間であまり変化は見られませんでした。

(図表 54)

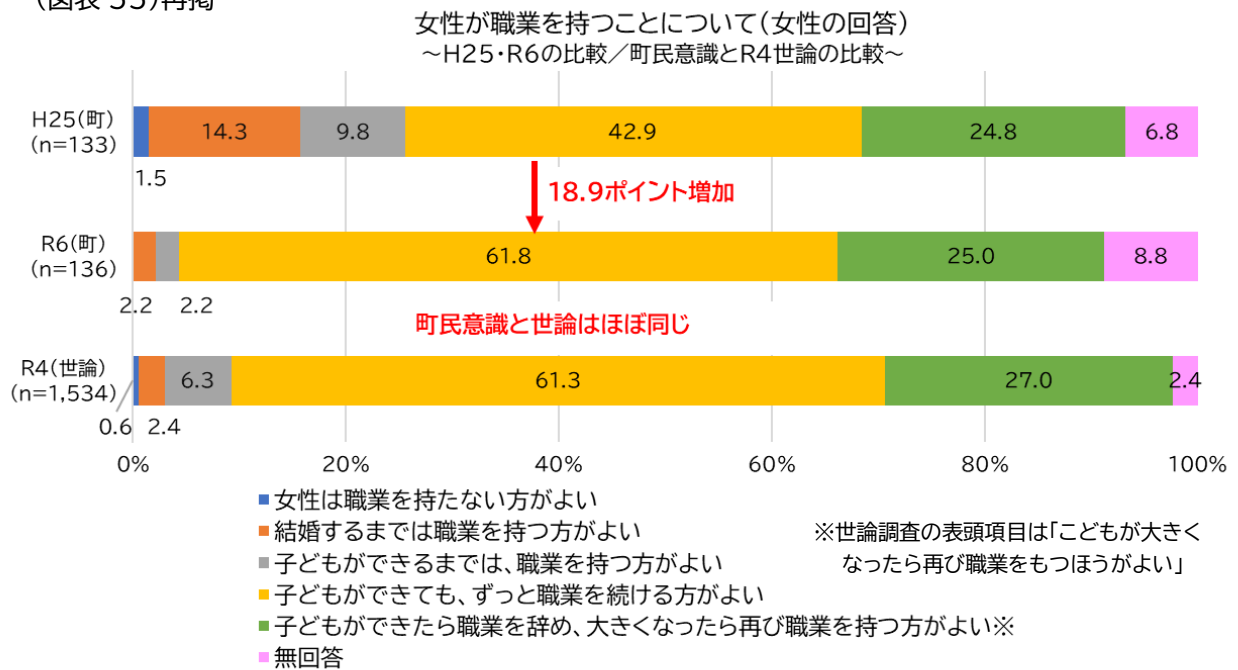


【女性の就業・女性活躍推進について】

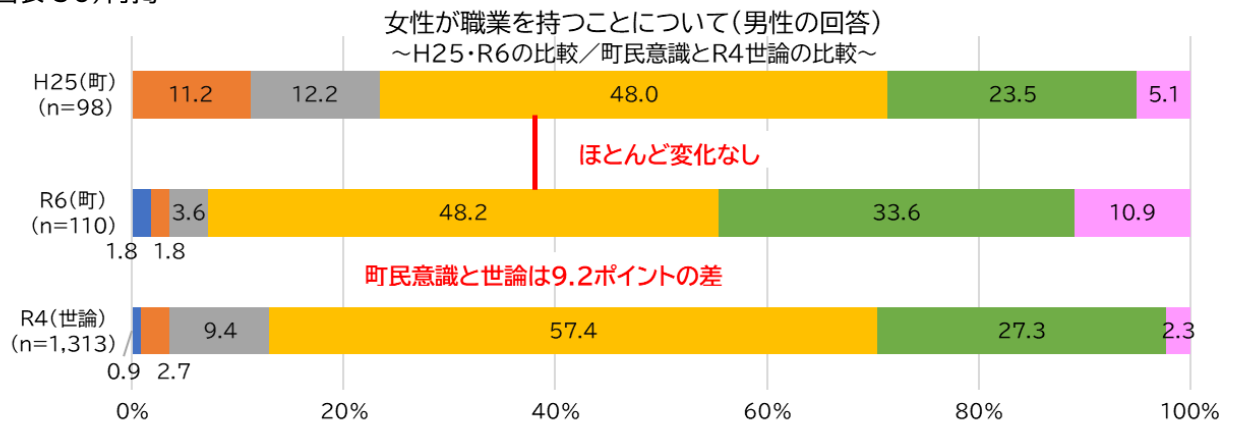
平成25年と令和6年を比較すると、「結婚するまでは職業を持つ方がよい」「子どもができるまでは職業を持つ方がよい」の合計は男女ともに大幅に減少しました。(女性 19.7 ポイント、男性 17.3 ポイント減少)その一方で、「子どもができて職業を続ける」と回答した女性は 18.9 ポイント増加したのに対し、男性は 0.2 ポイントの増加に留まり、子どもが小さいうちは家庭に専念する方がよいと考える男性は女性よりも多いことが分かりました。(図表 55, 56)

平成25年は「子どもができたなら職業を辞め、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」と回答した割合は男女で大きな差はありませんでしたが、令和6年では女性が 25%、男性 37.8%と、12.8 ポイントの差が生じました。また、女性は町民意識と令和4年の世論調査はほぼ同じですが、男性は世論調査よりも9.2ポイント少ない結果でした。

(図表 55)再掲



(図表 56)再掲

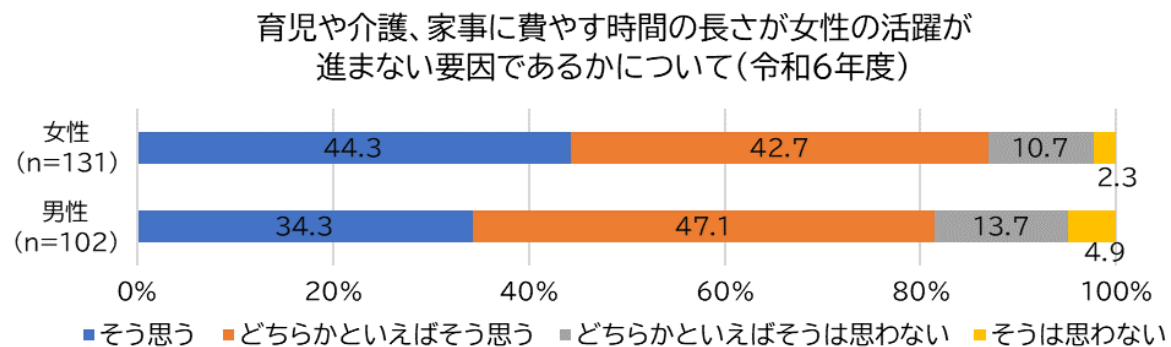


R4(世論) 出典:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(令和4年11月調査)」
(問3)女性が職業を持つことに対する意識の結果を加工して作成

凡例は(図表 55)凡例に同じ

また、「育児や介護、家事に費やす時間の長さが女性の活躍が進まない要因であるか」という質問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した女性は 87%、男性は 81.4%でした。

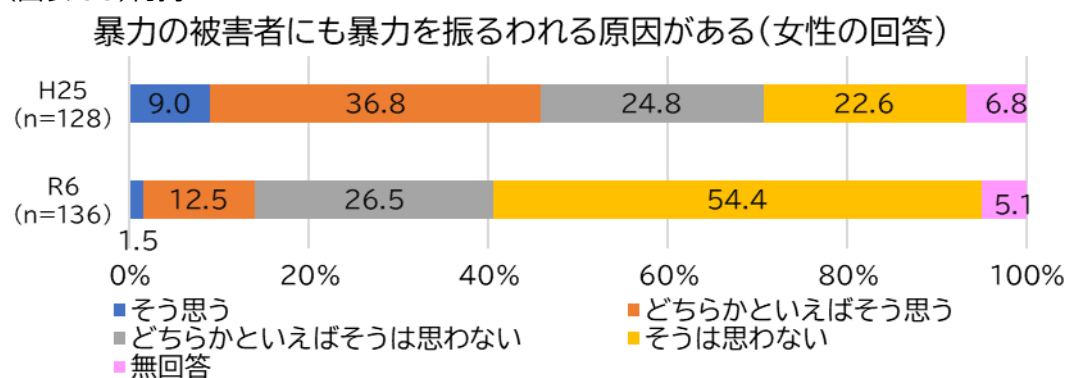
(図表 57)



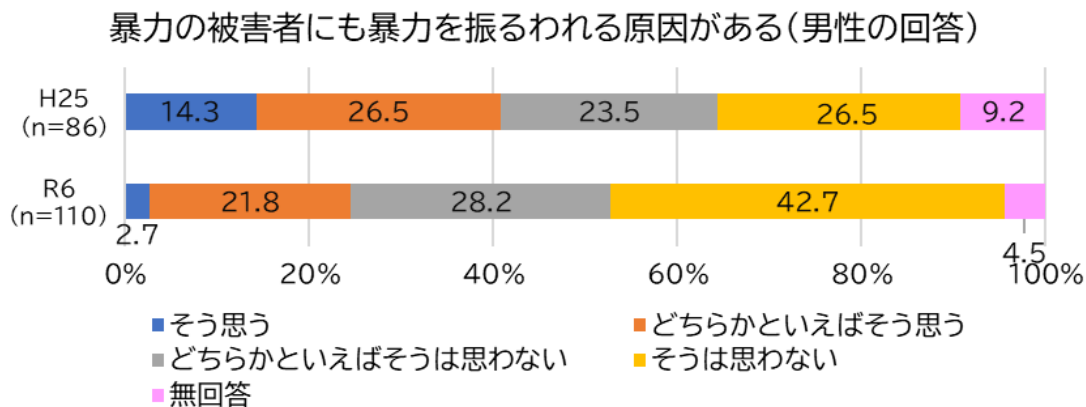
【配偶者暴力(DV)について】

暴力の被害者にも暴力を振るわれる原因があるかという質問に対し、平成25年では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した女性は45.8%、男性は40.8%であったのに対し、令和6年では女性は14%、男性は24.5%とどちらも大幅に減少しました。しかしながら、依然として男女双方に被害者側にも問題があると回答が一定数あることから、引き続きDVが重大な人権侵害であることを啓発していく必要があります。

(図表 58)再掲



(図表 59)再掲



【政策・方針決定過程への女性の参画について】

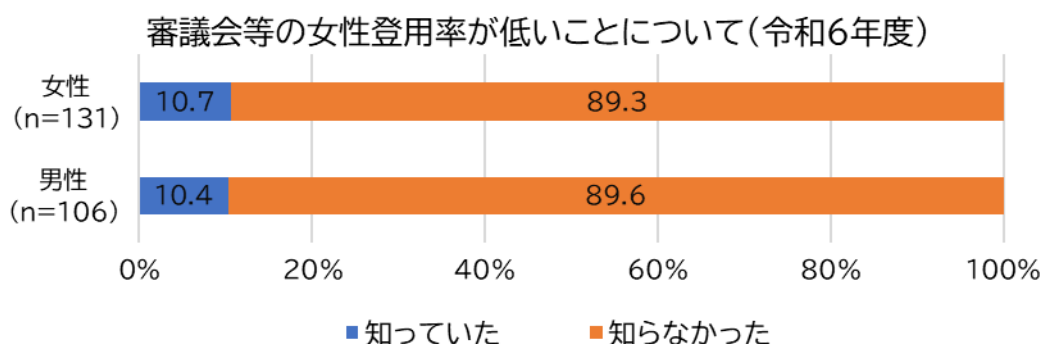
箱根町における審議会等の女性登用率が神奈川県・県内市町村全体と比較し低い状況であることを知っていたかという質問に対し、男女ともに約9割が「知らなかった」と回答しました。また、女性登用率が低いことについて、「現状のままでよいと思う」と回答した女性は15%、男性は9.5%、「女性委員の割合を増やすべき」と回答した女性は66.1%、男性は71.4%と、女性委員を増やすべきだと考えている割合はやや男性が多いことが分かりました。

2022 年度審議会等における女性委員の割合

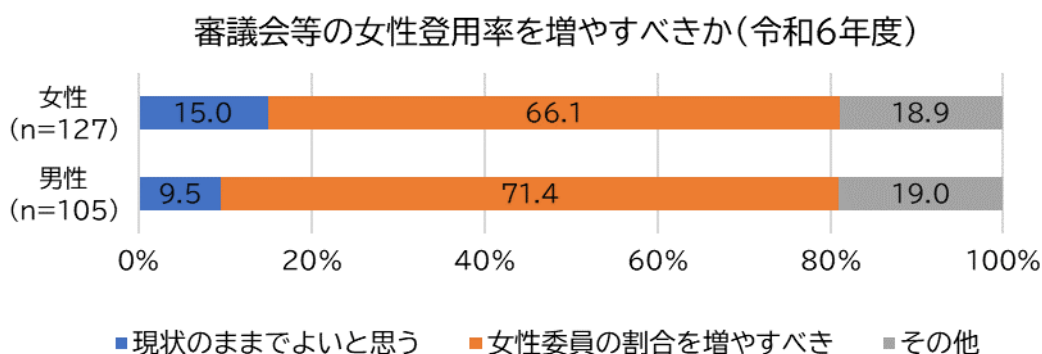
神奈川県	40.8% ※1
県内市町村全体	31.1% ※2
箱根町	20.4% ※3

出典：2023(令和5)年版神奈川県の男女共同参画年次報告書(※1・2)
2022(令和4)年度箱根町町民課調査(※3)

(図表 60)再掲



(図表 61)再掲



【町の施策について】

男女共同参画を推進するために、特に力を入れるべき施策(2つ選択)について、男女別の結果は次のとおりでした。男女ともに、順位は異なるものの1～4位は同じ項目でした。

○女性の回答（図表 62）

1位	7. 男女共同参画の視点に立った雇用環境(休暇制度、待遇改善等)の整備	31.6%	(136人中、43人)
2位	2. 男女平等を進める教育環境の整備	21.3%	(136人中、29人)
3位	6. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発	20.6%	(136人中、28人)
4位	1. 男女共同参画に関する意識啓発	18.4%	(136人中、25人)
5位	14. 役場(行政)における男女共同参画の率先	16.9%	(136人中、23人)
6位	8. 男女共同参画の視点に立った各種制度の周知	10.3%	(136人中、14人)
7位	4. 防災や福祉など地域における男女共同参画の推進	9.6%	(136人中、13人)
8位	12. 女性活躍推進に関する意識啓発	8.1%	(136人中、11人)
9位	11. 配偶者等からの暴力(DV)に関する相談支援体制の充実	7.4%	(136人中、10人)
10位	10. 異性に対する暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	6.6%	(136人中、9人)
11位	9. 健康診査やがん検診、スポーツや健康教室など健康増進事業の推進	6.6%	(136人中、9人)
12位	5. 政策方針決定過程(審議会、委員会への登用等)における女性の参画推進	6.6%	(136人中、9人)
13位	3. プレママ・パパ(出産育児)教室や家庭教育講座の推進	6.6%	(136人中、9人)
14位	15. その他	2.9%	(136人中、4人)
15位	13. 女性活躍推進を促進する講座の充実	0.7%	(136人中、1人)

○男性の回答（図表 63）

1位	7. 男女共同参画の視点に立った雇用環境(休暇制度、待遇改善等)の整備	30.0%	(110人中、33人)
2位	6. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及啓発	24.5%	(110人中、27人)
3位	1. 男女共同参画に関する意識啓発	21.8%	(110人中、24人)
4位	2. 男女平等を進める教育環境の整備	20.0%	(110人中、22人)
5位	4. 防災や福祉など地域における男女共同参画の推進	15.5%	(110人中、17人)
6位	14. 役場(行政)における男女共同参画の率先	13.6%	(110人中、15人)
7位	5. 政策方針決定過程(審議会、委員会への登用等)における女性の参画推進	10.9%	(110人中、12人)
8位	8. 男女共同参画の視点に立った各種制度の周知	10.0%	(110人中、11人)
9位	12. 女性活躍推進に関する意識啓発	8.2%	(110人中、9人)
10位	9. 健康診査やがん検診、スポーツや健康教室など健康増進事業の推進	7.3%	(110人中、8人)
11位	15. その他	6.4%	(110人中、7人)
12位	11. 配偶者等からの暴力(DV)に関する相談支援体制の充実	2.7%	(110人中、3人)
13位	3. プレママ・パパ(出産育児)教室や家庭教育講座の推進	2.7%	(110人中、3人)
14位	10. 異性に対する暴力防止に関する啓発・情報提供の推進	1.8%	(110人中、2人)
15位	13. 女性活躍推進を促進する講座の充実	0.0%	(110人中、0人)

2 はこね男女共同参画推進プラン(第3次)の策定経過

時 期	内 容
令和 6 年 4 月 5 日から 5 月 3 日まで	『男女共同参画に係る意識調査』実施
令和6年 5 月17日	第1回男女共同参画推進リーダー会議 (現行プランの取組状況調査について)
令和 6 年 5 月17日から 6 月 7 日まで	庁内各課への現行プランの取組状況調査実施
令和6年7月30日	第1回男女共同参画推進委員会 (意識調査結果分析・現行プランの取組状況調査分析 結果報告・新プラン骨子について)
令和 6 年 9 月24日から 10月 4 日まで	庁内各課への意見照会 (新プラン素案の一部について)
令和6年10月16日	第2回男女共同参画推進委員会・委嘱式 (新プランの素案について)
令和6年11月22日から 11月28日まで	男女共同参画推進委員会への意見照会 (新プランの素案について)
令和6年12月27日から 令和7年 1 月 14 日まで	庁内各課及び男女共同参画推進委員会への意見照会 (新プランの素案修正版について)
令和7年 1 月28日から令 和7年 2 月26日まで	パブリックコメントの実施

3 箱根町男女共同参画推進委員会委員名簿

○令和5年度

役職	氏名	推薦団体
会 長	西 岡 史 恵	公募
副 会 長	杉 山 隆 寛	箱根町子ども会育成団体連絡協議会
特別委員	黒澤 摩里子	—
委 員	児 島 桂 子	箱根町女性会連絡協議会
委 員	佐 藤 充	小田原箱根商工会議所
委 員	菅 野 みどり	箱根湯本芸能組合
委 員	富 樫 由 美	箱根町 PTA 連絡協議会
委 員	水 野 奏	箱根町自治会連絡協議会
委 員	田 村 治 美	公募

○令和 6 年度

役職	氏名	推薦団体
会 長	西 岡 史 恵	公募
副 会 長	田 村 治 美	公募
特別委員	黒澤 摩里子	—
委 員	児 島 桂 子	箱根町女性会連絡協議会
委 員	稲 葉 潤	小田原箱根商工会議所
委 員	菅 野 みどり	箱根湯本芸能組合
委 員	菅 原 美 樹	箱根町 PTA 連絡協議会
委 員	勝 俣 直 人	箱根町子ども会育成団体連絡協議会
委 員	佐 野 文 雄	箱根町自治会連絡協議会

4 箱根町男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 箱根町における男女共同参画社会の形成を推進するため、箱根町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画づくりを推進するための方策に関すること
- (2) 「はこね男女共同参画推進プラン」の進行管理に関すること
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、町民等の中から町長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて構成員以外の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部町民課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

5 関連法律等

○男女共同参画社会基本法
平成11年6月23日法律第78号



○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)
平成13年4月13日法律第31号



○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)
平成27年9月4日法律第64号



○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(女性支援法)
令和4年5月25日法律第52号



○神奈川男女共同参画推進条例
平成14年神奈川県条例第8号



はこね男女共同参画推進プラン(第3次)

令和7年3月

発行 箱根町

編集 箱根町総務部町民課

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256 番地

TEL 0460-85-7160 FAX 0460-85-5872